

ただいまから令和 8 年第 2 回世田谷区議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程の通りであります。

まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第 79 条の規定により、24 番中山みずほ議員 28 番川上こういち議員を指名いたします。

次に、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は本日から 6 月 19 日までの 10 日間とすることにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、会期は 10 日間と決定いたしました。

次に、出席説明員に異動がありましたのでご報告いたします。

お手元の出席説明員一覧表の通りであります。

ご了承願います。

次に、区長から招集の挨拶の申し出があります。

保坂区長令和 8 年第 2 回世田谷区議会定例会に当たり区議会議員並びに区民の皆様にご挨拶を申し上げます。

日本は 1970 年代に 2 度の石油ショックを経験しました。

昭和 48 年 1973 年の第 4 次中東戦争を契機に OPEC 石油輸出国機構が原油供給を制限した結果、原油価格が急騰し、急激な物価上昇を引き起こしました。

この狂乱物価は人々の生活を直撃し、高度経済成長を終わらせました。

続く昭和 54 年 1979 年はイラン革命を背景とした中東情勢の不安定化により、再び原油価格が上昇し、物価上昇と経済の減速を招きました。

本年 2 月、イスラエルとアメリカによるイランへの攻撃を契機に開始された戦闘は過去 2 回の石油ショックとは異なる規模で長期化しています。

既に 3 ヶ月にわたり、原油や LNG などを資源供給および輸送の要衝であるホルムズ海峡がイランとアメリカ双方により事実上 20 封鎖される事態となっています。

世界各国はイランとアメリカの停戦協議の行方を注視していますが、協議は難航しており、大規模な戦闘の再発も懸念される状況です。

過去の石油ショックでは供給制限による価格上昇が主な影響でしたが、今回の機器ではホルムズ海峡を通過する資源の流通自体が提出をするという深刻な事態に至っています。

特に汎用性の高いナフサの供給が止まることで建設設備産業では、材料が入手できないという声上がり、その他の幅広い区内産業にも大きな影響が広がろうとしています。

これまでに経験のない社会経済上の危機が区政運営にも重大な影響を及ぼす恐れがあることから区では 5 月 1 日に歌唱。

世田谷区石油危機対策準備会を設置し、区内経済への影響把握および情報共有に努めさらに、5 月 28 日には、対策本部を発足させました。

まずは区民および区内事業者からの相談については既存の窓口を活用し対応するとともに、法的対応等の専門性を要する相談については、適切な専門窓口を案内をして参ります。

加えて、各種相談窓口をとりまとめた特設ページを拭くホームページに開設し、喰う公式 LINEX 事業者向けメールマガジン BiS まず、世田谷などを活用し広く周知を図ります。

また、今後事業者からの融資申請の増加が見込まれることから中小企業融資あっせん制度における利子補給に係る予算の増額について、補正予算として提案いたします。

今後も中東情勢を注視しつつ、対策本部を中心に区民の暮らしを守るため全力で取り組んでまいります。

次に広島市への中学生派遣事業についてであります。

去年は戦後 80 年という節目を迎え、世田谷区においても、平和都市宣言から 40 周年また、世田谷未来の平和か、区立平和資料館が、世田谷講演後に移設開館してからうん 10 周年という節目の年でありました。

かつての戦争により、広島、長崎への原子爆弾による甚大な被害を初め、国の内外で多数の死傷者がでて、心身に多大な傷を負われた方々も無数にいらっしゃいます。

過去の戦争の悲惨な状況については、高齢となった体験者から直接証言を聞ける時間も限られてきており、若い世代への伝承は喫緊の課題と成ってきております。

そこで区では今年度より区立中学校の生徒を対象とした広島市への中学生派遣事業を実施します。

本事業は、各中学校から代表 1 名計 30 名の生徒を広島市に派遣するものです。

事前に生徒たちが平和について話し合うなどして自ら問題意識を持ち、考えを深めた上で現地を訪れます。

現地では広島平和記念資料館の見学や平和記念式典への参加農家、公益財団法人広島平和文化センターが実施する広島平和学習受け入れプログラムに参加いたします。

ここでは被爆体験者から当時の状況を直接お聞きする機会に加え、全国から集まる若者世代の参加者との交流の場も設けられています。

核兵器による被爆の実相を伝える言葉に触れることで核兵器がもたらす被害や平和の灯とさへの理解を一層深めてまいります。

派遣後には、これまで現地で学んだ知識や経験を各学校で報告し、生徒同士で共有する他、一般の方々も参加いただける派遣生徒全体での成果報告会も予定しております。

また、今年度広島市で開催する平和首長会議におけるシンポジウムに私も参加し発現する予定ですが、この派遣事業と合わせて今後も広島市との交流を深めともに恒久平和の実現に向け協力してまいりたいと考えています。

次に公園緑地の取り組みについてです。

まず、等々力溪谷公園についてです。

令和 5 年 2023 年 7 月等々力溪谷公園内において白樫の僕の倒木が発生し、区は安全確保のため講演の一部を閉鎖しておりました。

その後、危険木の除去や樹林地の保全作業を進め、公園利用の安全確保に一定のめどが立ったことから令和8年2026年3月24日に利用を再開いたしました。

溪谷沿いの遊歩道の解放を心待ちにされていた多くの方々に再び清流や木々の新緑をお楽しみいただけるようになりました。

区では倒木の後、直ちに等々力溪谷内の樹木について調査を実施いたしました。

その結果病害虫の被害や復旧うとうにより危険と判断される樹木が26本確認されました。警告は急傾斜地であるため作業車両の進入ができない状況でしたが、ロープワークによる伐採や枯れ枝の除去を行いました。

また、伐採した樹木は運搬可能な重さまで細かく切断するなど、尽力による作業で対応いたしました。

さらに等々力溪谷の樹林を支えてきた土壌の改善にも目を向けました。

従来から表土の流出などの課題があり、専門家の知見を得ながら、警告樹林地の健全化に取り組みました。

具体的には、石や木材などの自然素材を用いた土留の設置の他、湧き水の流れを、石組みや区有地で再生させるなど自然環境に配慮した手法により警告樹林地の途中階環境の改善を図っています。

またこうした再生の取り組み家に対し、等々力溪谷プロジェクトと題し、令和7年2025年12月末まで、ふるさと納税による寄付を募ったところ、目標額を上回る約5000万円の寄付をいただくとともに、多くの方々からメッセージをお寄せいただきました。

ご支援いただいた皆様に心より感謝を申し上げます。

今後も利用者の皆様に警告の魅力を楽しんでいただけるよう警告樹林地の適正な管理や土中環境の改善を継続し将来にわたり親しまれる等々力溪谷の保全や再生に取り組んでまいります。

次に玉川野毛町公園についてです。

玉川野毛町公園ではともに創るとともに歩む公園作りを基本方針として掲げています。

参加と協働区民発意を重視した取り組みを進める中で野毛ま、玉川野毛町パークらぼといった活動が生まれるなど、公園の設計や管理運営に区民の意見を反映しながら公園作りを進めてきています。

現在拡張予定地は工事の最終段階に入ってきておりの舗装など工事が順調に行われていきます。

また広い屋根下の空間がある運営施設が3月末に竣工し、開園に向けて、物品の展示などの準備を進めています。

さらに公園利用者が気軽に訪れることができる軽飲食スペースも設置する予定です。

この拡張予定地の開園につきましては、令和8年、2026年7月18日を予定しており、当日は地域にお住まいの方々や公園作りに協力いただいた区民の買い始め、野毛町パークらぼの取り組みを通して公園のデザインや用途について熱心な議論を重ねてきた方々とも

に、開園を祝う予定であります。

また新たな賑わいの創出を図るため、公園トイレや管理事務所など公園施設に合わせて飲食物販などの分便益施設の大整備について区立公園で初めてとなるパーク PFI の制度を活用した事業を進めており、事業者の公募選定を行ったところであります。

今後も、区民や事業者と協働し住民参加と協働による魅力ある公園作りを進めて参ります。次に、仮称北烏山 7 丁目緑地の区民参加による緑地作りについてです。

葛飾署を北烏山 7 丁目緑地は周辺の人員および者陣とともに地域の風景を特徴づける重要な要素となっており、長年地域住民から親しまれてきました。

また現地での帰趨調査では、動植物を合わせて 765 種が確認されており、貴重な生態系が残された緑地となっています。

基本計画では、良好な環境を維持するためには、人の手入れが必要であるとする区的环境基本計画の理念をもとに、地域で守り育み、胃下垂緑地をコンセプトといたしました。

既存の樹木や多様な自然環境を保全し、住民との協働のもとで育成観察しながら、持続的な維持管理を図るとともに、緑地をフィールドとした地域交流や体験学習、健康増進など活用を目指しています。

樹林地の特性を生かした歩行空間やグリーンインフラの整備を進めるとともに、生物多様性の拠点作り地域交流や体験学びの場の創出など、緑が持つ多様な効果を最大限に引き出す緑地整備を行う予定です。

この 6 月に事業者を選定し今後、緑地の設計および管理運営について具体化を図り、令和 11 年度 2029 年度以降の順次開園を目指してまいります。

また、令和 8 年度、2026 年度上半期には 3 回のフィールドワークを予定しており樹林地や竹林の定量定例を実施します。

あわせて日本女子体育大学および東京農業大学と連携し、区民や子供たちが参加できる様々なプログラムを企画しております。

次に主要生活道路 106 号線通称恵泉通りについてです。

通称恵泉通りは区内南北道路ネットワークの保管と地域防災性の向上を目的に、昭和 41 年、1966 年 4 月の事業着手以降多くの地権者を初め、関係する皆様のご理解とご協力を得ながら、段階的に準備を進めてまいりました。

一方、事業の進め方を始め、安全性や環境への影響などを巡り、地域において様々なご意見が示されてきた経過があり、区では任意協議を基本として、地権者との対話と交渉を進めて参りました。

しかしながら一部の用地取得につきましてはご理解を得られないまま所長期間にわたり未開通の状態が続けて続いてまいりました。

区では事業が未完成のまま長期化している状況に鑑み、任意による用地取得が困難な土地についてはやむを得ず、土地収用法に基づく手続きを進めることとし、平成 22 年 2010 年 8 月に東京都へ事業認定申請を行いました。

平成 28 年 2011 年に私は熊本前区長から土地収用法に基づく手続きを進めている途中段階にあった本事業を引き継ぎ、平成 24 年 2012 年 1 月には、東京都収用委員会に対し収用裁決の申請を行いました。

平成 25 年 2013 年 1 月には、収用委員会の採決により土地の権利を取得しさらに平成 29 年 2017 年 1 月には土地の明渡裁決を得ました。

一方で計算は継続していた。

司法の場において、土地収用手続きが適期適正に進められたことが確認されたものの、一部の土地については自主的な明渡しに至らず交渉を進めてまいりました。

この間、任意の受け渡しを巡って、粘り強く取り組んで参りましたが途中新型コロナウイルス感染症が拡大し区が権利を取得した土地の明渡し好調を一時控えざるを得ない状況となるなど協議は難航してきました。

こうした中、令和 6 年 2024 年 5 月には一刻も早い道路開通を求める陳情が出され協議会において中止採択されました。

区としては趣旨採択されたことを重く受け止め、早期解決を目指して、令和 10 年 2028 年 3 月末の事業完成を目標として定め、私自身が先頭に立ってより早く事態が打開するよう努力をして参りました。

また、交渉が整わない場合に備えて行政代執行により関する課題整理も並行して進めてきた一方であくまで合意の上での任意による土地明渡しが望ましいと考えご親族の皆様にも重ねて説明を行って、きました。

当事者および関係者の方々と私自身、私自身も複数回にわたり直接にお会いし、協議を重ねてきました。

双方の見解には相違がありましたが、相手方との信頼関係を築きながら合意を見つけるべく、粘り強く協議を続けて、本年 4 月ふと、相手方との間で令和 9 年、2027 年 3 月末までに実績、自主的に土地を明け渡すことなどについての合意に至りました。

そして、双方において合意書を取り交わしました。

今後更地化に向けて対応すべき課題は残されておりますが、60 年にも及ぶ本土道路整備事業の中で、行政代執行という強制力を持った方法ではなく、自主的な明渡しによる合意書を取り交わしたことは極めて重要な到達点であると受け止めております。

令和 10 年 2028 年 3 月末の道路の完成に向け完成後の交通安全に関する懸念の解消に努めるとともに地域の安らぎ憩いの場となるような道路広場の整備に向けて、地域の方々の声を丁寧にお聞きし、計画に反映するために、街歩きワークショップなど地域の地域との連携による取り組みを加速させてまいります。

この間、長期にわたり事態が解決しないことで幕への不満および不信感から、地域の分断を招いてしまった、とのご指摘もいただいております。

今後は区民との信頼関係の構築が何より重要であると考えております。

新たな地域コミュニティの醸成に繋げ過去の対立を未来への未来、未来の協力へ転換し、分

断を乗り越えた地域作りの礎となるよう取り組みを進めてまいります。

次に、保育待機児童対策と子育て支援策の充実についてです。

この4月の保育待機児童は166人となり、昨年の4月、47人から大幅な増加となりました。

区ではこの間令和8年2026年4月入園の申込者数が過去最大になりました。

なったことを受け2次選考に向けて既存保育施設での定員の弾力化による受け入れ可能額の拡大や待機児童受け入れられる定期利用保育の実施などできる限りの方策を講じてきたところですが、十分な受け入れ稼働額が確保できず多くの保護者の方のニーズに応えられなかったことについて区長として大変重く受け止めております。

区では昨年9月からの保育料の第一死無償化など、東京都の子育て支援策の拡充に伴う影響も踏まえ、特に入園が厳しい1歳児について新たな定員の確保が必要であると判断し、定員確保の取り組みを前倒しして、令和9年2027年4月および令和10年、2028年4月開設に向けた施設整備を進めているところであります。

また、既存保育施設における更なる定員確保を図るため、都の補助制度を活用した施設への補助経費について今定例会において補正予算案を提案しています。

まずは喫緊の課題である広域保育待機児童大の解消に向けて、保育施設整備等を全力で進めてまいります。

一方で、在宅子育て家庭を含めた全ての子育て家庭に対し、こず、子育て支援策をバランスよく進めていくことも博士不可欠であると考えております。

この4月から、区独自に在宅子育て家庭の未就学児を対象とした一時預かり等の利用料を無償化しています。

本年10月からは、ファミリーサポート事業においても利用利用料の無償化とともに、担い手確保の事業の改善を図ってまいります。

また4月から全国でスタートした国の給付事業であるこども誰でも通園制度においても、東京都の補助制度を活用し、国が定める利用時間の上限に加えて区独自で利用時間を上積みするなど、世田谷版のこども誰でも通園制度として、制度の充実を図ったところです。これらに加えて現在ほっとステイの更なる拡充に向けて準備も進めているところであり、引き続き全ての子育て家庭が世田谷区で安心して子育てができる環境の整備を進め子育て支援策の充実に取り組んでまいります。

次に、三軒茶屋に新たに開設する青少年交流センターの検討状況についてです。

区内4ヶ所目となるセンターでは、若者がいつでもお気軽にたちより安心して自分らしく過ごせる若者のを足となる居場所をつくとともに若者のニーズに合わせて多様な一言情報との出会いをコーデにコーディネートし自分自身のライフスタイルの幅を広げられるよう、若者のコンシェルジュとしてサポートを行います。

また、地域にある様々な社会資源を繋ぐハブとなり、なりながら、若者の居場所であり、かつ若者の可能性を広げていける施設となるよう、令和10年2028年3月の開設を目指してまいります。

過去に違反、約半年間かけて高校生大学生世代が基本デザイン案を練ったことをベースに解説をされた希望が丘青少年せ、交流センターアップすると同様に、今回も利用者である若者たちが主体的な検討を行い、区は、施設整備や運営にその意見を反映をします。

若者による検討会には、一般公募と、奥の有数カウンスル事業からの参加により募った 32 人に参加いただき、中高生世代から 30 代の社会人まで幅広いね猫てと成っております。

第 1 回キックオフミーティングに私も参加しましたが冒頭の自己紹介において、若者として同世代の居場所作りに関わりたい空間デザインの勉強してるので参加した当の意欲的な思いや考えをメンバーそれぞれが熱く語っていたのが印象に残りました。

検討会は今後も月に 1 回から 2 回程度開催し実現したい機能設計空間デザインや備品など、若者の視点で検討していきます。

その集大成として 12 月 20 日には、検討結果報告会を開催し、参加した若者自らが広く区民の皆様を検討結果を発表する予定であります。

次に、第 47 回せたがやふるさと区民まつりについてです。

今年は 6 月 6 日土曜日市営 7 日日曜日の 2 日間 JRA 馬事公苑およびけやき広場を会場とし、東京農業大学食と農の博物館の協力もいただき、開催をいたしました。

今年も全国各地から世田谷区のと交流のある 29 自治体に参加いただき、ふるさとを物産展では各地の特産品を販売していただいた他クイズを交えた奥に自慢大会などイベントにも多くの方に参加いただき、大いに賑わいました。

また、隠し定義では、抽選により出演が決定した。

多くの団体の皆様パフォーマンスや音楽を披露いただきさらに区民団体や商店街による出展では、子供から高齢の方まで楽しめる多彩なブースが並びました。

国際コーナーにおいては、例年以上に多くの大使館や団体にご出展をいただいたとともに、各国の PR やステージパフォーマンスも行われ、国際色豊かな新たな魅力を感じていただける場となりました。

加えて、彼びよんとともに楽しむ盆踊りや阿波踊り、各地から参加する神輿と太鼓の聯合更新などが祭りを一層盛り上げました。

最終日のフィナーレコンサートではアニメソングで広く知られる影山ヒロノブさん遠藤正明さん北沢木谷博さんを迎えて、原っぱ広場のステージにて、素晴らしいパフォーマンスをご披露いただきました。

会場が一体感に包まれるふるさと世田谷を感じていただける機会を提供することができ、大きな事故もなく終了できたことはいことを会場提供いただいた JRA 馬事公苑始めご協力いただいた交流自治体や区内団体、関係機関実行委員会の皆様に厚く感謝をいたします。

次に環境政策についてです。

近年記録的な猛暑や豪雨による災害の激甚化など地球温暖化の影響は区民の生命と暮らしに直結する機器であり、私達の生活におけるリスクを一層高めています。

加えて国際情勢の不安定化に伴うエネルギー価格の高騰やことは家計や地域経済に大きな

影響を及ぼしていますこのように、気候危機とエネルギー危機が重なり合う中、脱炭素の取り組みは単なる環境対策にとどまらず、防災経済健康を支える重要な基盤となります。

住宅都市である世田谷区においては、雑談その取り組み、循環型社会作りそして気候変動への対応を相互に連携させながら推進し、環境負荷の低減と資源の有効活用を図り、区民の暮らしの質の向上に繋げていくことが不可欠です。

このため区では本年度より環境部門と清掃部門を統合し、これらの取り組みを一体的かつ効果的に実施できる体制を整えました。

今後は廃棄物の発生抑制に加え資源循環の更なる強化に取り組むとともに、区内約 18 万棟に及ぶ建物の屋根を活用した再生可能エネルギーの導入を進めてまいります。

区内でエネルギーを創出し効率的な蓄電を図り区内で活用することで、災害時の電力確保による防災力の向上を図るとともに、エネルギーコストの域外流出を抑制し、地域経済、経済の好循環を中心視てまいります。

また令和 12 年度、2030 年度から開始予定のプラスチック分別回収に向けて準備を進め、限りある資源をより効果的に活用しながらに参加炭素排出量の削減に取り組みます。

さらにコンパクト事業の推進による生ゴミの資源化太陽光発電設備の導入省エネ改修、再生可能エネルギー電力への切り替えを進めてまいります。

加えて本年度も実施しているエコ住宅補助金などにより、住宅の断熱化を支援し、光熱費削減による経済性の向上に加え、住宅の快適性を高めてまいります。

だけの暑さや冬の寒さによる身体への負担を軽減し、熱中症やヒートショックの予防といった健康面にも大きく寄与するなど、本区にとって効果の高い分野を明確に重点的に取り組んでまいります。

また住宅の脱炭素化モデルの構築を目指し、地域区民事業者との連携のもと様々な挑戦を進めてまいります。

技術面、制度面費用面などの課題について現場での実証や協働を通して、解決策を見だし、その成果を区内全体へと展開をして参ります。

次に、世田谷区、耐震改修促進計画の改定についてです。

区では平成 19 年、2007 年に世田谷区耐震改修促進計画を策定し、建築物等の耐震化の取り組みを続け区内の住宅の新耐震基準における耐震化率は令和 7 年度、2025 年度末で 95% に到達しています。

しかし、区内にはまだ耐震性が不十分な旧耐震基準の住宅も 2 万 2,000 個を存在しており、平成 12 年、2000 年までに建てられた新耐震基準の木造住宅にも大地震により被害が生じる可能性があります。

そこで、耐震化をより推進するため、令和 8 年、2026 年 4 月に世田谷区耐震改修促進計画を改定しました。

今回の改定では、更なる被害軽減に向けて新たな目標や区の取り組みを示し合わせて支援制度の見直しを行い、助成内容を拡充しました。

また、支援制度の一部について Web で申請受付申請を開始し、手続きの利便性を改善する取り組みも実施をしていきます。

引き続き、本計画に基づく普及啓発や支援を実施し区内建築物の耐震化の促進に取り組んでまいります。

次に自転車の青切符制度改正についてです。

4月1日より26歳以上対象とした自転車運転に関する交通反則通告制度、通称青切符制度が始まりました。

自転車は、環境に優しく、健康にも良い区民の身近な移動手段であります。

一方で、区内の令和7年度2025年度交通事故件数1619件に対して、自転車に関与した件数は861件と半数を超えて発生しています。

また、警察庁の発表では、自転車運転中の死亡または重傷事故のうちの約75%が信号無視や携帯電話のながら運転といった自転車側にも違反があったため、事故が発生している。

とのことです。

こうした状況から本制度は警察官が自転車の違反運転に対して指導し、青切符を交付することにより、利用者の交通ルールの順守そして安全運転の意識を促し、交通事故の減少に繋げることを目的として開始されました。

また近年街中で急増している電動キックボードに代表される特定小型原動機付自転車については今般の自転車の青切符制度導入以前から青切符制度の対象になっておりますが、利用者の交通ルールやマナーの理解不足から交通違反や迷惑運転などが非常に多く見られる状況にあります。

今日は警察と連携し引き続き運転時のヘルメット着用を呼び区民交通傷害保険の加入促進に加えて、自転車を始め電動キックボードなどの特定小型原動機付自転車の交通ルールや青切符制度の罰則内容等について、広く区民に周知を行い、自転車事故における交通事故が1件でもなくなるよう、交通環境の向上に努めてまいります。

次に令和8年度一般会計補正予算第1についてです。

東京都の施策と連動した低所得者に対するエアコン購入費等助成や障害福祉サービス事業所等に対する熱中症予防支援など速やかに対応すべき政策について、歳入歳出それぞれ10億1500万円の補正予算を計上するものであります。

最後に、本議会にご提案申し上げます案件は、令和8年度世田谷区一般会計補正予算第1位など議案15件、同意21件、報告6件です。

何卒慎重にご審議の上、速やかにご議決賜りますようお願いを申し上げます。

お願いを申し上げましてご挨拶といたします。

以上で区長の挨拶は終わりました。

次に、事務局次長に諸般の報告をさせます。

報告第27号令和7年度世田谷区繰越明許費繰越、繰越計算書報告第28号令和7年度世田谷区事故繰越し繰越計算書報告第29号から報告第31号まで議会の委員による専決処分

報告報告第 32 号令和 8 年 3 月分例月出納検査の結果について以上で、諸般の報告を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第 1 を上程いたします。

日程第 1 代表質問 7 万通質問通告に基づき順次発言を許します。

まず、改革無所属の会を代表して、46 番ひえしま進議員議長 46 番ひえしま進議員通告に基づき、改革無所属の会を代表して質問をいたします初めに民泊と旅館業の規制についてお聞きします。

騒音ゴミ出し、住居不法侵入など、民泊旅館業を巡る苦情トラブルが急増し、メディアの報道も相次いでおります。

このことは世田谷区のみならず 23 区全体の問題として共有され、先日、特別区長会が住宅宿泊事業の適正化に関する要望を国土交通大臣や厚生労働大臣など関係各所に当てて提出をしました。

これは特別区長会会長である新宿区長初め、21 区の特別区長の連名であります。なぜか我が世田谷区の保坂区長と、杉並区の岸本区長を 2 人だけ署名がありません。すぐに様々な方面からこのことをいぶかる声が上がりました。そのためか、区は早々に見解と証する文書をホームページ上で発表し、弁解に努めておりますが、ルール違反の民泊旅館業によって静音な生活を脅かされている区民から私のもとに怒りの声が多く届いております。

まず、なぜ保坂区長は要望書の提出に加わらなかったのか説明を求めます。

区長は昨年の決算特別委員会で私の質問に対して条例改正を含めた民泊旅館業の規制を強化することに前向きな答弁をしておられたと認識をしております。

これを受けて区は協議会を設置し 5 月 21 日には第 1 回目の会合が開催され、私も傍聴いたしました。

そこでも町会自治会関係者を中心に、民泊予感業の現状を懸念する意見が出されており、何らかの規制を行うことはもはや必須であると思われまます。

しかし今回の区長の言動は、民泊旅館業のトラブルに悩むあるいは不安を抱える区民の気持ちを踏み煮汁のものであり、さらには規制を強化すると思わせておきながら、骨抜きにするつもりではないかとの疑念を抱かせるもので到底看過できません。

なぜ今回の判断に至ったのか区長の見解を求めます繰り返しますが、民泊旅館業のあり方について早急に見直し、規制の強化を行わなければなりません新宿区では、住宅宿泊事業の違反業者に業務廃止命令豊島区では、業務停止命令を発出するなど、違反業者には厳しい姿勢を示しております。

お隣の目黒区では今年の秋の旅館業法の条例改正を目指して議論が加速しており、事前の住民説明や従業員常駐の義務化などの内容に盛り込まれる方向だとのことでもあります。

世田谷区だけ規制が緩いとなれば、他区から業者が流入し、トラブルがさらに増加するということも予想されます。

今日は臆せず毅然と区民の暮らしを守るために規制強化に向けた条例改正に積極的に取り組むべきであります。

区の認識をお聞きします。

次に、火葬場建設についてです先日、都内の九つの最上のうち 6 施設を運営する東京発伝が米国の投資ファンドに売却されるのではないかという報道がありました昨今の急騰する火葬料金は世田谷区民を悩まし続けておりますがこのニュースはその真偽に関わらず、更なる区民の不安を増大させました。

営利を追求する民間企業が火葬場経営という人の死に関する重大な事柄を扱うことの不安定さをまざまざと感じさせる出来事ではありますが、こうしたことも想定されたことから、我が会派はかねてより、区独自の火葬場建設を訴えてまいりました。

世田谷区議会では、令和 5 年に行政が運営主体となる火葬場の設立を求める陳情が全会一致で可決され、その後、所管課によって用地選定を含めた調査検討が進められておりますが、現状どのような状況なのかその進捗を伺います。

また、今月 4 日に東京都は火葬場に関する検討会を開催し 23 区からは保坂区長が出席し、火葬場は公営化すべきと発言されたとのことであります。

今後との連携を含め、どのように取り組んでいくのかもあわせてお聞きをいたします。

我が会派が区独自の火葬場建設を求めてきた理由の一つとして、大規模災害時の遺体処理に速やかに対応する必要があるとの考えもありました。

東日本大震災では火葬場が被災したこともあり、遺体処理が間に合わず、塗装を行った例も多数ありました。

墓地、埋葬等に関する法律、つまり 5 枚方で、土葬は禁じられておりませんが、現在国内では遺体のほぼ 100%が架装されており、同層の例はこうした大規模災害時の特別な扱いであるとの認識が一般的であります。

しかし最近では国内でイスラム教徒つまり、ムスリムの人口が急増しており新聞報道等によれば、今や 40 万人前後が日本で生活していると言われております。

その人口は 4 年で倍増しているとのことであります。

これに伴い、全国各地でイスラム教徒と日本人の間で文化的な摩擦が生じていることは、日頃のニュースが伝えております。

最も注目された例としてイスラム教徒による土葬問題が挙げられます。

ご存知のようにイスラム教徒は宗教上の理由によって火葬ができないことから、日本各地で同窓を求める声が上がっておりますが、これを受けた宮城県知事が県内に塗装用墓地を整備する検討を行う方針を打ち出したものの、県民、住民を中心に強い反対の声が巻き起こり、撤回に追い込まれました。

また、大分県肘町でも、ムスリム団体による大規模な塗装の墓地計画が持ち上がり住民が地

下水の汚染や農業への風評被害を懸念し、反対運動が起きました。

町長選で反対派候補が当選したことから治療の町有地の売却は行わない決定となっております。

翻って我が世田谷区においても、イスラム教を国教とするパキスタンやバングラデシュなど主要 10 カ国出身のイスラム教徒は推計ではありますが 2023 年時点で約 1500 人が生活していると考えられます。

2026 年現在ではさらに増加していると思われます。

今後当区においても、埋葬法などを巡って、何らかのトラブルが生じないという保証はありません。

令和 5 年にはお隣の大田区でイスラム教徒が塗装を巡って大森警察署に押しかけるという事件が発生したとの動画が YouTube 上で拡散され、大田区議会でも取り上げられております。

まず世田谷区に土葬の埋葬許可の申請が出された場合、どのように対応しているのかということと、また過去に実際に埋葬を許可した例はあるのかお聞きします。

世田谷区の埋葬に関しては、墓地等の構造設備および管理の基準等に関する条例に定めがあり、第 14 条に区長が土葬禁止区域の指定を行うことができるとあります。

そして、施行規則第 10 条においては、世田谷区全域が土葬禁止区域になっていますので区内では土葬ができないことにはなっています。

しかし条例第 14 条には、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて許可した場合はこの限りではないとも明記されており、区長の判断次第では、区内での土葬も可能という立て付けになっております。

東京都でも多摩霊園が受け入れてきた例があります。

もしイスラム教徒、ムスリムの方から、世田谷区内での土葬を求める声が起こった場合、多文化共生を金看板として掲げてきた保坂区長はこれを認める可能性があるのかお聞きします。

外国住民が増える中で多文化共生の取り組みが一層求められていることは論をまちません。日本人として各国の文化をよく知り、互いの違いを尊重しながらルールを遵守してともに生きていくことは当然のことです。

折しも世田谷区では、第二次多文化共生プランを実施中でもあります。

ですからせたがや国際交流センターCROSSING せたがやの活動の重要性は増しており、注目度も高まっていると感じます。

その活動の一つに、多文化理解講座というものがあります。

パネルを御覧ください。

その中にイスラム文化に触れてみようというものがあり、内容は日本最大のモスクである東京ジャンルを訪問し、イスラム教の礼拝などについて学ぶというもので令和 5 年、6 年の計 3 回開催され、延べ 117 名の方が参加されたことと参加されたこととであります。

ずれも文化を学ぶことは良いことですが、なぜトルコのイスラム教のモスクまで JA 排除を訪れることがすなわちイスラム文化を学ぶことになるのかという区民の声が届いておりません。

東京実はイスラム諸国の中でも、トルコによって管理運営されておりますですから正式名称は東京ジャーニーリーアーナとトルコ文化センターとなっております、トルコについて紹介する重要な拠点にもなっております。

しかも、スンニ派という特定宗派の施設でもあります。

イスラム教にワインスンニ派の他、C 波もあります区の関連団体が主催し、世田谷区が後援する行事であれば特定の国の特定の宗派の礼拝所を訪れるよりももっとふさわしい施設があったのではないかと思います。

イスラム文化とはいってもなく、言語や色、芸術、伝統工芸など多岐に渡るもので、例えば世田谷区内には大原にセラミック Center JAPAN があり、アラビア語講座などが開講されております。

まずはこうした区内のイスラム関係施設と交流を持つ企画などもありえたのではないかと考えますが、見解を伺います。

次に、平和学習についてです区長の招集挨拶でも触れてはいたしましたが、今年度から区立中学校の生徒を対象に、広島市への派遣事業がスタートいたします。

各校から代表 1 名、合計 30 名が参加する事業で、広島平和文化センターが実施する広島平和学習受け入れプログラムを活用することですが、こういったものなのか 23 区では何区が実施しているのか、詳細をお聞きします。

我が国では被爆国として平和は平和な世界を訴えていくそういった使命を帯びていると言えるでしょうがその対義語である戦争についても平和という言葉と同様、様々な解釈や議論があります。

広島市の平和記念公園にある慰霊碑に安らかに眠ってください過ちは繰り返せぬからという 1 文が刻まれておりますが、これについても、受け止め方は多様であります区が実施するこの派遣事業が一つの主義主張に偏ったものにならず。

生徒たちが様々な意見や考えに思いをめぐらしてみる良い機会になることを望みたいと思います。

さて平和学習については同志社国際高校が実施した研修旅行中に後期でポートが転覆し、生徒を含む 2 名が死亡、16 名が重軽傷を負うという痛ましい事故が発生しました。

学校側の安全管理の杜撰さは批判されて当然であります、文科省は研修内容にも問題があり、政治的活動を禁じる教育基本法に違反しているとの見解を示しました。

これに対して権力による教育への不当な介入、主権者教育の侵害との抗議も起こっております。

平和都市宣言から 40 周年、世田谷未来の平和間位節 10 周年という節目を迎えこれからさらに平和学習を充実させていくトークとしても、一連の事案は無関心ではられません。

教育ジャーナリストを標榜する区長の所感を伺います。

次に、クリーンエネルギー事業についてです。

世田谷区は再生エネルギーの普及啓発に熱心に取り組んでおります。

その一環として今年 2 月、世田谷区は生活クラブ生協東京都世田谷区におけるカーボンニュートラル実現に向けた連携協定を締結しました。

このことは区のホームページにも掲載されております。

パネルを御覧ください。

あれ、もう 1 枚あったんだけど出てますか。

いや、もう 1 枚ですけどはいそしてそれを記念したフォーラムも開催されました。

パネリストとして保坂区長の他、環境エネルギー政策研究所所長の飯田哲成氏、生活クラブエネルギー顧問の半沢晃弘氏らが登壇しております。

その前には慶應義塾大学名誉教授の金子正義氏が基調講演を行ってまいります。

今映っているフライヤーはこれがまず連携でこれがそのフォーラムのフライヤーであります。今映っているフライヤーは生活クラブのホームページに掲載されていたものですが現在はなぜか削除されています。

この方々は言わずと知れた保坂区長と親密な関係にある縁の深い方々であります。

つまり保坂区長の政治理念に共鳴し、活動を後押ししている、あるいは区長と一緒に著書を出版しているようなメンバーばかりであります。

生活クラブが発出したプレスリリースには、生活クラブが世田谷区で始めた新規事業街中市民ソーラーのご案内も行いますと書いてあります。

ある区民の方によると、街中市民ソーラーは世田谷区長みずからが品質を保証しているものと理解し、申し込みを検討しているとのことでありました。

つまり街中市民ソーラーの営業を世田谷区長自らが行っているというように受け止めているわけであります。

このことは、区と協定を結ぶ団体が主催するフォーラムとして果たしてふさわしいやり方なのでありましょうか。

世田谷区長が個人的に親しい指揮者と一緒になって特定団体のサービスに肩入れすることは許されるのか、区長の見解を伺います。

そして別の方は街中市民ソーラーのサービスに共感して手続きをしようと思ったが、生活クラブ生協に加入しなければサービスが受けられないと言われたとのことでした。

サービスや商品の購入だけを求めているのに、生活クラブへの加入を強制される理由と、こうした条件が課される団体と協定を結ぶことについて区はどう認識しているのかお聞きをします。

最後に保坂区長の政治姿勢についてお尋ねをします。

区長は YouTube チャンネルのり HAC に出演をされ、4 期にわたるこれまでの実績や取り組みについてとうとうと語っておられます既に 2 万 6000 回の視聴となっており、大変好評

のようでありましてそれは結構なことではありますが、ご多分に漏れず、ここでも5%改革についておっしゃっていますが、そもそもこの5%というのは一体何を根拠にしているのか、消化道の事業の達成率なのか区内経済の成長率でしょうか。

保育園待機児童数の解消率でしょうか。

はたまた子育て世帯の区外転出の減少率でしょうか。

何の根拠も示されない中で5%改革と主張されるのは、イメージ先行の独りよがりなキャッチフレーズ以外の何物でもないと思います。

番組の中では、民主党政権の失敗を教訓としてできないことを言うのはやめよう派手に打ち上げるのも抑えようということで5%改革を考えるようになったとおっしゃっています。しかし、私が当選して以降だけを振り返ってみてもコロナ対策のPCR検査いつでも誰でも何度でもの世田谷モデルに象徴されるようにできないことを果に打ち上げるのが保坂区政のお家芸だと思わざるを得ません。

何の改革が5%ずつ達成されたのか、具体的にお示してください。

そして区長はまだまだ5%改革は終わっていないとして、5期目を目指して、来年の区長選に出馬されるのでしょうか。そうだとすれば、20年もの長期政権となり、区政の硬直化が進むのではないかと心配する区民も少なくありません。区長への過度な権力集中人材登用の変更などの弊害は民主主義の健全性を損なうものとして一般に指摘されるところであります。今月も窃盗容疑で逮捕、住居手当の不正受給、さらにはセクハラと区職員の懲戒処分が発表されましたが、区職員によるここ数年にわたる不祥事の続発は区政の健全性が損なわれている明確な表れであり、結局区民が不利益を被ることになります。

番組では、どの組長がどの地域にいるかによって、住民の運命すら変わる。

と強調されました。

全くその通りであります。

23区で現在4期を超える区長は保坂区長含め6人と少数であります。

首長の多選についてどうお考えなのか、区長の見解を伺い、壇上からの質問を終わります。

保坂区長ひひま議員に私から6点お答えをいたします。

まず民泊旅館業法について議論された区長会で議論された要望書についてでございます。

住宅宿泊事業に係る国への要望についてこの経過についてお話したいと思います。

住宅宿泊事業の課題が各国で表面化している中で特別区全体で課題をまとめて国に対し制度改正を要請することについて3月16日の特別区長会総会で決定し、23区の所管部長会課長会において具体的な要望書案の取りまとめを行うということになりました。

せてあげるとしては、この間の部長会、課長会を通して、複数回にわたり、民泊と合わせて、旅館業法についても検討すべきであるということであるとか、良質な事業者に対して過度の規制は避けるべき。

などの意見を表明してきました。

しかし早急な取りまとめが必要であるという理由で世田谷区の見解は反映されることなく、

5月15日の区長会総会に要望書案が示されました。

その場で私は、特別区長会としての要望である以上、そもそも事務方の課長から部長会段階でも全体の意思を反映する文面にして欲しかったということ、またその多数決にはなじまない。

のがその2団体としての区長会の性格で丁寧な議論を通して合意形成を目指そうではないかという意見を表明しましたが、時間がないとどうしても今日決めたいということでそうであれば区長会、としての要望ではなく鳥海有志ということであれば、その後、私ども私はその賛同することができない。

つまり、内容をもう少し統一的なものにするべきだという意見を言い続けたということでございます。

本予防は検討段階から厚生労働大臣、国土交通大臣、観光庁長官宛を想定していましたがこの区長会有志からの要請は5月27日自民党幹事長代行、O2へ提出をされました。

このことは報道によって知りました。

翌28日、今議員からお話があったように、その世田谷区はどういう考えなのかということについてこれまでの経過、庁内の検討状況も含めて、区民の皆様にお伝えするために、ホームページの公表を行ったものでございます。

この区長会で議論されたことに対する区の見解について改めて申し上げます。

区において住宅宿泊事業と旅館業はともに施設が増加しており、合わせて苦情件数も増えております。

また区民の目線で考えると、両者の違いいわゆる民泊と、旅館業非常にわかりづらく、このことが不安や苦情に繋がっている例が多くございます。

このことから区は世田谷区旅館業および住宅宿泊事業に関する協議会を設置いたしまして双方の課題を一体的に捉える条例改正等に向けた検証作業を開始したところであります。

そもそも国はオリンピックパラリンピック等を負う前にして海外からの訪日客の受け入れ拡大を推進する準備をする中で不足が見込まれる宿泊需要に対応するために、観光や地域貢献の点から住宅宿泊事業を進めてきた経過があると認識しています。

不適正な運営を行う旅館業および住宅宿泊事業の事業者については、法令に基づき、厳しく指導していく必要がございます。

一方で国の行政政策に応じる形で区が条例を作りそして開業を希望する事業者に対して、逐一ルールを説明した。

この範囲の中で営業し、地域住民からの苦情がなく、地域住民と共生して適正な管理を行っている事業者について、AI利用者を地域に案内するなどして地域貢献している医療機関事業者については、不利益が生じてはならないと考えております。

規定の見直しに当たっては不適正な運営から適正な運営へ改めさせる仕組みとあわせて適正な運営を行っている事業者を支援する仕組みについても検討するべきではないかと考えています。

以上の通り、住宅宿泊事業法と合わせて旅館業法についても検討すべきことや、良質な事業者への過度な規制を行うべきでないことをは重要な論点です今回の国への要望が区長会有志となったことは残念ではありますが、こうした重要な論点を変えた要望は賛同できないと判断いたしましたなお、今後ですね、時間と労力を惜しまずこの区長会の中でも合意形成に私どもは力を尽くしてまいりたいと思います。

次に平和学習についてでございます。

沖縄の辺野古の某ボート転覆事故、大変痛ましい事故でございました。

亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げるとともに、将来の夢のある若い命を失った高校生のご遺族の皆様にお悔やみを申し上げたいと思います。

このような実施学習においては何においても安全確保が第1であるこれを徹底し教訓としていくべきだと考えております。

平和学習においては、現地での体験や当事者の思いを直接触れる機会の他、時代背景や社会状況への多角的な理解などを含めた一連の学びを通して子供自身が平和について主体的に考え、多様な視点から対話を重ね、歴史や社会を深く理解し幅広く考えることが重要であると認識をしております。

今回の区における広島派遣事業では関連施設の見学や各プログラム当日参加するだけでなく、事前事後学習における学びの広がりや被爆体験者の思いを知る機会などを設けることで、平和の灯と瀬谷恒久平和の願いについて自ら考え、派遣後も平和を語り継いでいく人材を育成してまいります。

また同行する職員による実地調査や宿泊費も含めた看護師の動向など安全管理にも十分配慮して、実施してまいります。

次にクリーンエネルギーについてシンポジウムが開催されましたこの点についてお尋ねがございました。

今回のシンポジウムは世田谷区と生活倉部正英生活協同組合との連携協定締結を契機として、同生協が企画し主催したものでありまして地域における脱炭素の機運醸成という区の政策目的に沿っていることから、区として共催をし、私も出席したものであります。

私は各種イベントや集会への出席にあたり風情の発展や区民福祉の向上あるいは区の重要政策の発信に資するものであるかどうかをそれぞれ個別に検討し、判断しています。

今回は2050年カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギーの地域拡大を目指す区の政策を広く発信し、市民協働を進めていくために公務として出席したものであります。

当日の出席者につきましては再生可能エネルギーの導入や今回連携協定を結ぶ街中市民ソーラー事業に意欲や見識のある方々をお呼びしたと聞いておりまして私自身は特定の関係者に偏っていたとは考えておりません。

はい今後とも他の事業者との連携についてそれぞれの協定内容や事業の性質に応じて、協定締結式やシンポジウムなどには、先ほど申し上げた判断のもとで出席してまいります。

うん次に5%改革とは何かというようなお尋ねでございます。

私は区長の就任時の管理職に向けた挨拶で区政の95%が軽症であると残る5%について改革をしっかりとやっていこうと申し上げましたこの5%の改革は、年数を重ねていくことで次第にパーセンテージが大きくなり1年目で5%、残りの年月を数えていくと8年で3割12年で半分こういう計算になりますこれは一つの比喩ですけれども、旧来のものを一度にガラリと変えようと焦って無理をするよりも、螺旋階段を登るようにだんだんと着実に改革を進めていくというやり方でございます。

失礼しました。

ご質問にありました。

私が出演したりHAC腕数がこの5%改革の取り組みの成果をお伝えしました。

下北沢の再開発では賛成反対の垣根を越えて住民とともにまちの未来を考え、住民参加のまちづくりを進めてきたことや、教育分野における学びの対応確保として、世田谷中学校の分教室メールを開講し、この4月には新たな学びの多様化学校として北沢学園中学校を開校したことなどもお話ししました。

さらに契約条例の制定による労働報酬下限額の設定、孤立しがちな育児への対策として、乳幼児の在宅子育て支援のお出かけひろばやエネルギー改革として電力の自治体間連携パートナーシップファミリーシップ宣誓としての訂正書受領書制度のを開始子供の権利擁護機関としてせたホットなど5%改革として取り組んできたことについてそれぞれの経緯と、結果をお話してきた次第でございます。

番組でお話した以外にもこの間の取り組みとしてございますけれども、93万区民の暮らしを良くするための方策として自治体からやれることは大きく進んだと感じています。

そういう意味でこのような手法を選んだということは間違いではなかったと思っています。最後にですね多選についてというお尋ねです。

4期を振り返ってというお尋ねでございますけれども4期目就任目にも申し上げた通り、この国の地方自治は、有権者の方々が選挙を通して、首町や議員を選出する仕組みが根幹であると考えていることには帰りありません。

このため、選挙に立候補する権利は制度としての無制限ではなく提言はなく、多選のぜひも含めて有権者の方々のご判断をいただくものと考えております。

区長の仕事は大きな責任があり、何事も可能性とリスクを想定して日々の判断を積み上げていかなければなりません。

自己の判断を過信せず謙虚かつ抑制的に多くの意見を聞いた上で決断をしてきました。

その基本姿勢を崩さないようにを殺してまいります。

以上であります。

そう。

向山世田谷保健所長私から2. 所感に関連してお答えを申し上げます。

まず1点目民泊旅館業のを規制に関わる区の認識でございます旅館様と住宅宿泊事業につ

いては、それぞれの根拠法令に基づいて両者ともに、一戸建てや住宅や共同住宅の一室から営むことが可能です。

例えば、住宅宿泊事業は、標識の経血が法律で規定されていますが、旅館業については、法律に特に定めがございません。

人を宿泊させるという点では共通ですが、差異が生じて、区民の方から区別がつきにくく、不安や苦情に繋がる実情がございます。

5月より旅館業および住宅宿泊事業に関する協議会で外部有識者、区民、事業者等からご意見を頂戴し条例等開催に向けた検討を開始してございます。

現在条例に定められていない適正な運営に必要な事項を抽出精査し、条例に盛り込んでいくことにより、より一層、事業者が適正な運営を行うように促すことで区民の安全安心と、静穏な住環境の確保区民と事業者との共生に取り組んでまいります。

次に、井戸層についてのお答えを申し上げます。

世田谷区墓地等の構造設備および管理の基準等に関する条例と同施行規則では区内全域を土葬禁止地域等を定める一方で、お話がございましたように条例第14条2項のただし書きで区長が公衆衛生、その他公共の福祉の見地から、支障がないと認めて許可した場合はこの限りでないとして区長に良い裁量権が認められております。

区長が土葬認める場合としては、宗教上の理由および大規模な災害により、火葬が間に合わない状況など通常の状況とは異なる住居状況下において国から緊急の通知が発出される場合等に、限られるものと考えております。

しかしながら区内の墓地は焼骨の枚数を前提としており条例第6条第1項第3号および第4号の規定に抵触することから既存の屋内の墓地において、塗装はできないと捉えております。

また、過去に区内の墓地で、土葬を許可したり事例はございません。

私からは以上です。

播磨地域行政部長、はい、私から2点、初めに火葬場に関する区の調査の状況と東京都との連携についてお答えいたします。

区ではプロポーザルにより選定した事業者に委託し、本年4月より、火葬場に関わる。

調査を進めており、調査結果は年内には議会にご報告いたします。

お話の東京発伝の株の売却に関わる報道については5月21日に親会社である廣濟堂ホールディングスより現時点では売却の意向を固めた事実はないとの文章がホームページ上で公開されております。

東京都は昨年度実施した火葬場に関する調査結果を踏まえ、火葬場に係る検討会を設置し、6月4日に第1回の検討会が開かれました。

世田谷区長も特別区を代表する委員としてオンラインで出席し、区部における民間火葬場の加藤も含め、将来に向けた安定的な稼働運営を求めています。

今後も東京都の死亡者数の推移、火葬需要、火葬能力、民間火葬場の動向など、区で進めて

いる調査結果を踏まえ、東京都の検討会および特別区長会とも連携し様々な角度から火葬場について検討通してまいります。

次に、国土葬の埋葬許可申請が出された場合の対応についてお答えいたします。

区における埋葬、いわゆる土葬の許可の取り扱いにつきましては仮想の場合と同様に、死亡届の提出時に、死体火葬埋葬許可申請書を各総合支所の戸籍係窓口へ提出していただきます。

区の窓口で提出できる方は殴り、お亡くなりになった方の本籍地または脂肪値、もしくは届け出人の所在地が世田谷区である場合に限られます。

区内には埋葬が認められる墓地がありませんので、窓口ではあらかじめ埋葬先を確保している届け出人に確認しており、かつ、当該埋葬先を管轄する市区町村に当該地が埋葬可能であるか確認した上で、埋葬許可書を発行しております。

区における埋葬の許可実績といたしましては、令和3年度から令和7年度までの5ヶ年度と令和8年4月、5月を合わせまして計3件で、全て区外での埋葬となっております私からは以上です。

中西生活文化政策部長私から2点お答えいたします。

まず多文化理解講座のあり方についてです。

せたがや国際交流センターでは多文化共生の意識醸成を目的に、海外の文化や慣習を知るきっかけ作りとして多文化理解講座を実施しています。

お話の訪問企画は、令和5年6年度2ヶ年度で実施しまして同施設にありますマーケット等を通じて食文化や生活文化にも触れる体験も含まれており、イスラム文化やトルコ文化について理解を深められたと参加者からは好意的な感想をいただいております。

しかしながらご指摘の通り、海外の文化に触れる手法としては、宗教的な色彩のある施設を見学することに限らず、講演会映画上映、料理、音楽の講座など、様々な手法が考えられます。

今後の講座実施に当たりましては、文化習俗宗教食文化工芸や民具とバランスをもって国際理解が深まり、事業進化発展させることを目指しまして、より多角的に手法を検討するよう国際交流センターに伝えてまいります。

次に広島市への中学生派遣事業の詳細につきましてお答えいたします。

まず広島市への中学生派遣事業は令和7年度時点で中区で実施しております。

現地での平和関連施設の見学や平和記念式典への参列の他、広島平和文化センターが主実施いたします広島平和学習受け入れプログラムへの参加により、全国から集う若者世代との交流を行うなど公的機関が実施する事業への参加を中心といたしまして、様々な経験を通じ、平和について主体的に考え、地域に還元できる人材の育成を目指しています。

また生徒自身が問題意識を持ち、考えを深めた上で現地を訪れることができるよう外部人材の協力を得ながら、広島や平和を多角的に学び話し合う事前学習に加えまして、派遣後には事後学習として振り返りを行い、事業を通して得た学びや思いをまとめ、各学校で報告す

る機会を設けていきます。

一般の方々も参加いただける全体での成果報告会も予定しております。その中で派遣生徒には平和大使の任命証書を授与する予定です。

希望する生徒には今後の平和館事業にも携わってもらうなど平和の灯と 3 億全体で広める担い手として活躍いただくことを期待しております。

以上でございます。

秋山環境政策部長私から生活クラブ生協への加入が求められる団体等を協定を結ぶことへの区の認識についてご答弁いたします。

今年 2 月に区内の脱炭素化をより一層加速させることを目的とし、生活クラブ生協等を協定締結を行いました。

これは生活クラブ生協協同組合の松中シミズソーラー事業について、都市部における再生可能エネルギーの地産地消や地域コミュニティを巻き込んだ温暖化対策を進める先進的な事例であると区として高く評価したため連携を進めたものでございます。

本事業への参加にあたり、ご指摘の通り、組合員であることが要件となっている点は事実でございます。

生活協同組合が実施する事業は、消費生活協同組合法により、原則として組合員に限定されており、一方で、同法において、組合員の加入および脱退の自由は担保されております。

本事業は区といたしましても、法に基づき適正に運営されている生活共同組織の仕組みの中のものであると認識しております。

引き続き、区の脱炭素化という大目的に向け、高い専門性の独自のノウハウを持つ様々な事業者との連携を進めてまいります。

私からは以上でございます。

ひえしま進議員とです。まず民泊旅館業規制についてのですね特別区長会の要望に区長が加わらなかった件でありますけれども区長のご答弁ですと、他の区長との意見が合わないから、保坂区長得意のですね。

熟議を求めてきたが、必ず見切りをつけられて置いてけぼりを食ったというのが真相のようではありますが民泊旅館業がですね世田谷区民の生活の安全安心を脅かしているというですね現状を考えるとまずはですね醤油を捨てて大同につく 23 区区長がですね足並みを揃えて、規制強化の要望に動くことこそが今や、今やるべきことではないかと思うんです。

思うんですけれどもいかがかということをお聞きします。

要望にですね加わらなかったのが保坂区長と杉並の岸本区長の 2 人だけということでありまして、この 2 人はですね、リベラル政治家で作りネットの世話人のお立場ですから政治的なですねスタンスを優先して、他の区と強調できないと判断したのではないかと捉える向きもありますので併せてお答えください。

さらに要望にですね賛同できない理由として住宅宿泊事業法と旅館業法あわせて検討すべきということではありますがこれについてはですね、一定の理解はできます。

しかし、もう一つ、規制を強化すると適正な運営を行っている業者や地域貢献している良質なですね業者に不利益が生じるとおっしゃっておりますけれども、問題のある業者に規制をかけるのです川ですからそうはならないと思いますがあわせてお聞きします。

それと 2 点目です土葬についてなんですけど、区長にお聞きしたんですが保健所長がお答えになりましたのでもう一度聞きますがこの保健所長の今の答弁であればですね条例では区長の判断で、宗教上の理由によって同層を認めることができるということに成っています。

世田谷区は多文化共生を進めていますから、区長はイスラム教徒からですね要望があった場合は土葬を許可する可能性があるという理解で良いのかお聞きします。

決定権者保坂区長広島議員の再質問にお答えをいたします。

今回の区長会としての申し入れが融資の申し出に変わった。

逆に言えばタクシーが加わらなかったということは内容については相当重なるところあるわけです。

だから統一の文面を作ろうではないかということを繰り返し求めたんですが実はそこが時間がないという理由はちょっとよく伝わってこない中で、この 15 年間区長会でてますけれどもその意見が異なるのに、あの修正してね文章を変え、変えたり加えたり削ったりしながら合意をつくるのは当然なわけですそれをやらないってことはあまり例がないことなんで、これちょっと丁寧にはいけないということで今回は加えませんよということを行ったわけでありまして政治的な思惑とかいうことは全く関係がないのでそういう意味ではその輪ネットとは全く関係がない、区長会内部での議論によってのことです。ただ議論をし議員おっしゃるようななぜそこで加わらなかったんだという。

いう疑問が区民から、あるいは内外からあることも想定されたんで、ホームページで見解をしっかりと示すと同時にこの課題について先ほど申し上げたように協議会の方はスタートして議論していますのでしっかりと取り組んでいく予定でございます。

また一つはその住宅宿泊事業について悪質な業者を取り締まる注意する、あるいは何か処分すると、これ当然であります。

これ世田谷区としても個別に緩めるっていうつもりはございません。

そうではなくて当初のルールっていうのがあってその当初のルールはこれをお願いしますよとこれ条例を作って説明をしたわけですからその通りにやっている事業者についてそのルールがまた変わりますよということについて不利益を生じさせるべきではないという意味であって別にその部分について特別扱いせよとかいうことではなくて従来のルール通りにやっている事業者についてはそのままやってくださいということは、押さえるべきだろうという主張でございました。

最後に土葬についてでございます。

議員おっしゃるようにですね世田谷区では多様性を尊重して生かしていく多文化共生の理念も掲げております条例も持っております異なる言語や文化それぞれ品種週間宗教などに

対する配慮も増していくべきだろうということもしっかり見ておかなければならないと思います。

ただいま議員お話がありました。

その埋葬のあり方については議員自身のご質問にあるように、区内全域が土葬禁止地域となっておりまして、先ほど保健所長や地域行政部長が答弁したのが現状であります。

ただその例外的な区長が認めるときということに該当しないのか。

どうかというお尋ねですが、まずこの極めてセンシティブな問題でもあり、イエイこの仮定の質問に対してお答えするというのは困難でございます。

以上です。

ひえしま進議員今土葬のですねあの答弁でですねちょっとよくわからなかったんですけどもやはりですね保坂区政における多文化共生ということであればですね私の質問でも触れましたが、もう既に推計ですけど、1500人の方がイスラム教徒の方が区内お住まいですから当然ですね土葬についてのですね問題も今後ですね生じてくることは想定できると思います。

ですからこれ仮定の話としてですね、処理されてしまえばこれはですね、区長としての責任放棄だと思いますのでしっかりとですね答弁していただきたいと思います私にもですねイスラム教徒の友人おりますけれどもね。

やはり非常にですねイスラム教徒の方にとっては切実なというか本当にですねこの生きるという意味での大変重要な問題ですので、世田谷区長としてどうお考えなのかお聞きします。

多分保坂区長はい先ほど答弁した通り議員の問題意識はよくわかりますが一方で屋内電気をいわゆる予想禁止のエリアにしているという。

うん現状の運用があります。

また保健所長地域行政部長も現状の扱いについて答弁をいたしました。

ASO その上でこの問題についてですね今どうするかということをごで言うだけのことはちょっと控えたいということでございます表現がある。

以上で、ひえしま進議員の質問は終わりました。

次に、日本共産党を代表して、28番川上晃一議員議長 28番川上晃一議員日本共産党世田谷区議団を代表して質問します。

アメリカとイスラエルによる国連憲章と国際法を違反のイラン攻撃とホルムズ海峡の事実上の封鎖により、エネルギーや石油製品の価格高騰と資材不足は区民の暮らし、区内の建設業商店、医療介護施設等に深刻な影響をもたらしています。

仕事で必須のシンナーや接着剤などが購入できず、仕事ができないと話すと操業大量の方資材不足のため、知り合いの業者を駆けずり回って調達している工務店いつもは現場にでている社員が仕事がなく、ずっと社内にいる。

これでも給料はちゃんと払わなければならず、本当に苦しいと話す。

建設業を経営する方医療介護現場からは手袋が入りにくくなっている。

物を入れる専用のゴミ袋などの物品が値上げされたなどの声が私達のもとに寄せられています。

この声をもとに区議団は、5月20日に緊急要請書を保坂区長に提出しました。

このことに先立って、国会において、日本共産党は5月14日、政府に対して緊急対策を提案し、医療、食料、交通、物流、建設など、国民生活に欠かせない分野への優先供給。

診療報酬や介護報酬の臨時改定や公的補助、中小企業と雇用を守るための特別融資制度の創設や雇用調整助成金の拡充などの内容で、国の補正予算編成を求めましたが、国会で可決成立した2026年度補正予算は、予期せぬ事態や不測の支出が発生した場合に対応するための予備費を積み上げただけで、電気ガス料金の支援の他には、具体策は何らありません。

国会が、その使い道をチェックできない巨額の予備費は日本国憲法第83条の国の財政を処理する権限は国会の議決に基づいて、これをこうしなければならないを根拠とする財政民主主義に反します。

高市将は流通の目詰まりと事態を矮小化しますが目詰まりしているのはホルムズ海峡です。日本共産党は、その根本原因であるアメリカとイスラエルによる対イラン攻撃を直ちに終わらせる外交を行うよう政府に引き続き強く求めるとともに、食料品に限らず、あらゆる物価が高騰している中、速やかに消費税の一律5%の減で、インボイスを廃止すべきと考えます。

世田谷区としても、区民の暮らし、区内事業者の営業を守るための緊急対策が求められます。国は契約条例および地域経済の持続可能な発展条例という地域経済を守るための重要な政策基盤があります。

これらの条例の趣旨を最大限に生かし、物価高騰と資材不足に対する区独自の支援を早急に実施すべきと考えます。

区は5月1日に課長世田谷区、石油危機対策準備会を立ち上げ、中東情勢による区内経済への影響把握と情報共有を進めています。

区民や事業者等への調査結果を踏まえ、区民の暮らし、区内事業者の営業について、どのような認識か、区全体としてどのように対応していくのか、また、コロナ禍以上の対応が求められます。

国に対し、持続化給付金や家賃補助などを求めるべきです。

区長の見解を伺います。

品川区では、ホルムズ海峡の封鎖などによる中東情勢悪化によるエネルギー価格の高騰や、昨今の記録的猛暑による熱中症リスクの高まり、そして政府による電気ガス料金の支援事業が3月で終了などを踏まえた。

区独自対策を盛り込んだ補正予算を計上しました。

区民に対しては、品川電気ガス料金、緊急支援事業を実施対象は、所得制限を設けず、区内25万の全世帯を対象に、次世代に月4000円を支援金として寄付するものです。

また、区内全業種の中小企業事業者を対象に、省エネルギー対策業務改善設備更新助成金を実施。

製造機器や冷暖房機、ボイラー検査機器、冷凍冷蔵庫などの厨房設備、フライヤーなどの調理器製氷機、レジスターや食券機、昇降機大型特殊車両などなどの省エネ設備機器への更新などのために80万円を限度に対象経費の8割を助成するものです。

世田谷区においても、区民の暮らし、事業者等の営業を守る区独自支援の積極的実施を求め、以下、各所管などに質問してまいります。

1点目に申し込みから速やかに変えられる区独自の緊急融資を創設するとともに、金融機関に対しても、中小企業の返済について丁寧に応じるよう求めるべきと考えます。

見解を伺います。

2点目に、物価高騰や資材不足の影響を受けている中小事業者介護施設、医療機関等に対し、固定費や燃料費等への支援として、区独自の助成制度または給付金の検討について見解を伺います。

3点目に、住民税、国民健康保険料の支払いが困難な区民などに対し支払猶予など案内するとともに、丁寧に相談に応じることを求めます。

見解を伺います。

4点目に低所得世帯、エアコン購入費助成について住民税非課税または均等割のみ課税世帯を対象としていますが、物価高騰を踏まえチラシのように、1人親家庭の子供の養育を支援するための児童扶養手当受給世帯など対象を広げることが必要と考えます。

見解を伺います。

次に水害対策についてです。

近年の豪雨は、区内各地に深刻な浸水被害をもたらしています。

昨年9月11日には、区の玉川観測地点で総雨量146ミリ、1時間最大雨量90ミリを記録するなどの猛烈な雨となり、谷沢川の丸山橋、矢川橋で氾濫発生情報が出され、道路冠水、床上浸水床下浸水などの被害が起きました。

東京都は、下水道事業経営計画2026で浸水対策の重点地区を設定して、下水道施設整備を推進し、内水氾濫による被害の軽減を図ることとしていますが、昨年4月と9月の日本の浸水被害を受けている。

尾山台3丁目は、重点的に浸水対策を進めるべきです。

奥さん7丁目についても同様です。

尾山台3丁目、奥沢7丁目の浸水した地域を、東京都の浸水対策重点地区として早急に整備するよう都に求めるべきだと考えますが、見解を伺います。

重点地区に指定されても、下水道の構築にあたっては、建設に必要となる。

カテコ起こる敷地確保が必要です。

区議団がこの下水道局との懇談を行った際にもそのための場所確保ができず、計画が進まないという現状があると伺っています。

立港などの用地確保が課題です。

都と区の連携について伺います。

調整から瀬山駅前再開発について伺います。

それから津山駅前では大規模再開発計画が進められています。

日本共産党世田谷区議団は、容積率 700%、高さ 140m の巨大再開発を進めるべきではないと考えます。

再開発によるまち作りは一旦立ち止まり、改めて地権者や地域住民の参加と協働によって、駅前広場の地権者の救済を含め、住み続けられ、商売を続けられる正解つつ 3 債券型のまち作りを求めるものです。

以下 2 点伺います。

一点目は、参加と協働のまち作りが進められてきたのかという点についてです。

この間、区は、参加と協働のまちづくりを進めるとして、まち作り、情報交換会をこれまで 3 回開催し、1 月には地区計画案に関する都市計画法 16 条に基づく説明会意見縦覧が行われました。

周辺住民の声は以前から津山にパーマはいらないが多数を占めています。

しかし、参加と協働と言いながら、地区計画への反映は全くされておらず、区民からは不満の声が上がっています。

千歳烏山駅前再開発の参加と協働のあり方について、区長に伺います。

2 点目は、市街地再開発に係る国の補助金についてです。

この間、建設費の高騰によって、全国で再開発事業の見直しや延期が相次いでいます。

中野区や新宿区では、計画の凍結や見直しが行われるなど、再開発を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに再開発事業を支える国の補助金についても従来のように、満額交付されるとは限らない状況が生まれています。

江戸川区議会では、小岩駅周辺の再開発事業について、この数年間、国からの補助金が申請額を下回る状況が続いていることが明らかになりました。

その中で、公共施設管理者負担金については、国の補助金が減額された場合でも、服が不足分を補填する一方、再開発補助金については、国が減額すれば、区の補助金も同様に減額するとの答弁が行われています。

補助金の減額や建設費の高騰によって、事業費が膨らんだ場合、その影響を最終的に誰が負担するのかということは地権者や区民にとって極めて重要な問題です。

補助金の減額や建設費高騰による負担増は、区が掲げてきた。

地権者が住み続け、商売を続けられるまち作りの前提そのものを揺るがす問題です。

市街地再開発事業において、国の再開発補助金や公共施設管理者負担金が減額された場合区の負担や、地権者負担が増える可能性について伺います。

東京外かく環状道路工事についてです。

東京外かく環状道路工事を地下で行っている上にあたる成城 4 丁目の野川沿いにおいて、道路の陥没や住宅敷地内の地盤変状が発生しており、地域住民から工事との関連を疑う不安の声が寄せられています。

当該地域では昨年、野川沿いの道路に穴が発生し、区は、道路補修を行うとともに東京都に対してのガードがんへの対応を要請したと承知しています。

その際、護岸のメッシュ状の構造部分から土砂が流出していることが原因ではないかとの説明がなされました。

その可能性は考えられるものの、住民に対して十分な調査結果が示されているとは言えず、原因が特定された状況にはありません。

さらに、野川沿いの住宅では、建物の基礎部分の下から土が失われ、基礎が地面から浮いているような状態が確認されています。

建物は支持杭によって支えられているため、現時点では大きな傾きは生じていないものの、住民は日々不安を抱えながら生活しています。

この状況は少なくとも四、五年前から認識されており、外環道工事以降、急激に地面が下がっていることから、住民は区や外観事業者に対して繰り返し対応を求めてきました。

また、当該地域の地価では、東京外かく環状道路事業が進められており、外観事業者は、野川沿いにおける地表面計測結果を公表しています。

しかし、道路陥没が発生した後、地表面変位の評価において、特に大きな数値についての側が、河川護岸の構造が原因と考えられるため、大きく外れた特異な値、特異値として除外する事例が見受けられます。

原因が十分に解明されていない段階で、こうした評価が行われることは、住民の不安を払拭するものではありません。

区はこれまで、外観事業者や東京都のとの連携を図ってきたものと承知しています。

しかし、区民の生命と財産を守る当事者として主体的に原因究明と安全確保に取り組むべきです。

外観事業所が公表している地表面計測結果、特に特異値について住民にわかりやすく説明することを求めます。

東京都が行うのが護岸の状況確認および必要な対策について、会議等に配慮した対策を住民とともに検討することを求めます。

区立中央図書館の運営体制について伺います。

第 1 回定例会で、中央図書館について、他会派から指定管理を含め、運営形態を例外なく判断すべきというふうに迫る質問がありました。

世田谷区はこれまで中央図書館について区全体の図書館サービスを統括し、調整機能を担う中核館であると位置づけ、その役割の重要性から、直営を基本とする方針を示してきました。

令和 3 年の図書館運営体制あり方検討委員会提言においても中央図書館は、区立図書館全

体の統括調整機能を担い、マネジメント力を強化するため、直営とするべきであると考え、と明記されています。

また、令和6年度に策定された第3次図書館ビジョンおよび令和8年3月に示された区立図書館における図書館運営のあり方に関する方針管理運営方針においても、中央図書館の運営方式を変更する記述はなく、直営を前提とした整理がなされています。

中央図書館は、区民の知的基盤を支える拠点であると同時に、地域図書館を支える専門的中核的機能になっています。

資料収集保存、レファレンスの高度化、服全体のサービス企画、職員研修など継続性と専門性が求められる業務が多く、これらは行政職員による著長期的な知識の蓄積が不可欠です。こうした役割を踏まえると、中央図書館の曲次は、区の図書館政策の根幹や区民サービスの質に関わる問題と考えます。

中央図書館は、直営としてきた従来の方針に変わりはないでしょうか。

見解を伺います。

次に区民のための公園作りについて伺います。

世田谷区内で大規模公園緑地の整備検討が進められています。

例えば歌唱北烏山7丁目緑地では、これまで緑地開放やワークショップなど、住民参加型の健闘を称え重ね、今年2月に整備基本計画素案が策定されました。

区民の声を反映しながら、自然環境を守りつつ、誰もが安心して利用できる公園をつくるという姿勢を評価するものです。

北烏山7丁目緑地は約3万平方メートルの広大な樹林地であり、700種を超える動植物が確認されると区内でも極めて貴重な自然環境です。

公園緑地は、健康福祉の向上や自然環境の保全生物多様性の1、子供の遊び場としての役割や防災機能などといった多面的な利益を区民にもたらすものと考えますが区は公園緑地の整備において、区民の利益についてどう考えているか、見解を伺います。

都市公園法が示す通り、公園は公共の福祉の増進を目的として整備される施設です。

子供が安心して遊べる場所、高齢者が散歩し、健康維持できる場所、災害時には避難の拠点となる場所、そして都市環境を守る緑の基盤としての役割を担っています。

これらは全て、収益性とは無関係に、区民が等しく享受すべき基本的な公共サービスです。

講演は、市場原理に委ねるべき施設ではなく、行政が責任を持って維持管理し、全ての区民に開かれた空間として守るべきものです。

日本共産党は、こうした点などから、パークPFIや活力公共といった収益性を前提とした公園整備を行うべきではないと主張決しました。

大規模公園の検討決めています、区民のための施設整備とすべきです区の見解を伺います。

最後に、補聴器購入費助成の拡充を求め伺います。

戸田大学の65歳以上の高齢者を対象とした補聴器購入費助成は住民税非課税者であること

が要件で、助成金額は5万円が上限となっており、令和7年度の実績件数は503件と伺っています。

東京23区での実施状況を見ますと、補聴器候補購入費助成対象の拡充が進んでいます。例えば、新宿区では、65歳以上の高齢者に対し、所得制限を設けず、上限7万2450円の助成、または現物支給を実施しており、誰もが必要な補聴器を利用できる制度となっています。また、数比較や台東区では非課税世帯には上限14万4900円と本区より高い助成額を設定する自治体もあります。

さらに、18歳から64歳の中等度難聴者に対する助成についても就労継続や社会参加の観点から重要です。

区の中重度難聴者への補聴器購入費助成は、住民税非課税者が対象助成額は5万円、両耳では10万円が上限ですが、品川区などでは、18歳以上65歳未満を対象とした助成制度を設けており、働き盛り世代への支援が進んでいます。

難聴は年齢や所得に関わらず、生活の質に直結する重大な健康課題です。

高齢者の加齢性難聴は認知症リスクの上昇や社会的孤立に繋がることが引きされています。早期の補聴器装用は生活の質の維持に不可欠です。

補聴器の価格は片耳で10万円前後、両耳では20万円を超えることも珍しくありません。

現行の助成額では必要な機能を備えた補聴器を選択するには依然として大きな負担が残り、結果として購入を断念するケースも少なくありません。

特に働き盛りの中等度難聴者にとっては、聞こえの不調が仕事のパフォーマンス低下や離職リスクに繋がることがあります。

世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現を目指す条例の観点からも、補聴器購入費助成の拡充が必要と考えます。

65歳以上の高齢者のための補聴器購入費助成および18歳から64歳の中等度難聴者のための補聴器購入費の助成について所得制限をなくし、助成額の引き上げなどの拡充を求めます。

以上で壇上からの質問を終わります。

保坂区長川上順にお答えをいたします。

中東情勢のもし元気に対する対策についてでございます。

区では5月に設置いたしました資源危機対策本部のもと、全庁挙げた影響調査を通しまして中東情勢の影響が資機材の供給不足や顕著な価格高騰など多くの区内中小企業者に影響がでていることを確認をしております。

引き続き継続的な状況把握や影響分析を行い、新たな融資あっせん制度の創出を含め区民および区内事業者に対する必要な支援に繋げていくような指示をしているところでございます。

今後、特別区長会として国や都に対して正確な実態把握を急いだ上で、財政措置を含めた支援について働きかけを行ってまいります。

次に、千歳烏山駅前再開発についてのお尋ねでございます。

この千歳烏山駅前広場南側地区における第一種市街地再開発事業は、京王線の連立事業を契機とした駅前広場を含む南側地区の地権者の方々が生活再建に向けて長年にわたり検討を重ねてこられた取り組みであり、区は公共性の確保や周辺環境への配慮上位計画との整合性について慎重に確認をしているところでございます。

私は地域の住民が浅い格付け再開発計画をどう受け止めるのか意見を聞く場を設定するようこの間所管に指示をし昨年よりまち作り情報交換会等を実施してきました。

5月に開催をした第3回の情報交換会では、再開発準備組合も参加し広場や歩行者空間の公共的空間の検討に当たっては、地域住民の意見を丁寧に聞き、できるだけ生かしていきたいとの考え方も示されたと聞いています。

本本地区の計画内容は、駅前広場等の用地提供者の生活再建も含めて、千歳、烏山駅周辺を主要な生活主要な地域生活拠点として発展させていくために必要なものと考えていますが、4月の都市計画審議会において、より丁寧な議論を求めご意見が示されてきたことを踏まえ都市計画手続きのスケジュールを見直すこととされています。

今後も駅周辺のまちの未来を考える長からまち作りフォーラムにおけるまち作り情報交換会を継続し、住民の声にしっかり耳を傾けながら、参加と協働を基軸に取り組んでまいりたいと考えております。

中村副区長私からは中東情勢の影響を受けている医療機関への支援についてご答弁いたします。

区内の医療機関の経営は、この間の区の調査によれば、これまでの物価高騰に加えて、医療用グローブなど石油由来の原材料を使用する医療用物品の供給不足が懸念されており、中東情勢の影響を受けてますます厳しさを増しているものと認識しています。

区独自の支援策については、引き続き国や東京都の動向を注視するとともに区内の病院を対象として、経営の現状を把握した上で、必要な支援が迅速に講じられるよう検討してまいります。

以上です。

知久教育長私からは、中央図書館は、直営としてきた従来の方針に変わりはないのかについてお答えいたします。

中央図書館における今後の施設改修の機会を捉えた利用者サービスの展開に当たりましては、これまでにない民間活用も含め、区民参加型の様々な方策を検討していく必要があると認識しております。

一方で、その運営に当たりましては、図書館全体のマネジメントや調整機能を担うとともに、区の様々な施策との整合を図りながら、政策立案や人材育成を着実に推進していくことが重要でございます。

このため、本年3月に策定した管理運営方針におきまして、中央図書館は引き続き直営による運営を基本としていく考えをお示ししているところでございます。

今後とも、中央図書館は、区立図書館全体の中核として位置づけ、公共図書館としての使命を踏まえた拠点機能の充実に取り組んでまいります。

私からは以上です。

今日、五十嵐経済産業部長私からは中東情勢による影響への対策に関して 2 点ご答弁いたします。

まず、区独自の緊急融資の創設と金融機関に対する申し入れ申し入れについてでございます中東情勢の不安定化やエネルギー価格の上昇により区内中小事業者においては収益の圧迫や資金繰りへの影響が懸念されているところです。

区では、融資あっせん制度や経営相談を通じ迅速な資金調達と総合的な支援を実施しております。

区独自の緊急融資につきましては既存制度の円滑な運用により対応しながら新たな融資あっせんの創設も検討しております。

また、国から各業界の業界団体等代表者に対して今般の中東情勢を踏まえた金融上の対応について文書により要請されていることを踏まえまして区としても金融機関に対し事業者に寄り添ったきめ細かな支援を求めてまいります。

次に中小事業者に対する固定費や燃料費等への区独自の助成制度または給付金についてでございます。

中小事業者に対する固定費や燃料費等への支援としまして現在公衆浴場の営業に必要な燃料費の一部に対する助成を行っているところです一方で今般の中東情勢を背景とした原油価格の上昇は様々なコストの増加を招いており、幅広い業種において影響が広がってきているものと認識しております区単独の財源による追加の女性や給付金は難しい状況ではありますが引き続き、国や都へ財政支援策の充実を強く求めつつ既存制度の柔軟な運用などを区としての対応を検討してまいります。

以上でございます。

鹿島高齢福祉部長私からは 2 点順次ご答弁いたします。

まず 1 点目。

中東情勢による物価高騰資料資源不足資材不足の影響を受けている介護施設への支援についてでございます。

介護施設に及ぼす影響について、区内の関係団体に影響を確認したところ、使い捨て手袋や介護用マスクなどの介護用品について、今後の価格上昇や入手困難、出荷制限を懸念する声が寄せられ、介護サービスの提供体制や経費増など、事業運営への影響が懸念されております。

ご提案の区独自の助成制度や給付金につきましてはまずは国や東京都の支援策の動向を十分に注視するとともに、引き続き現場の実態把握に努めつつ、地域の介護基盤を守る観点から、必要な支援について検討してまいります。

次に、高齢者の補聴器購入費助成の拡充についてです。

本事業は中等度難聴者の高齢者が適切に補聴器を装用することで、周囲とのコミュニケーションの確保を図り、認知機能低下の防止などを目的に、補聴器の購入に要する費用の一部を助成するものです。

昨年度より、住民税非課税世帯から住民税非課税者対象拡大しております。

このことにより交付件数が2.1倍に増加しており、確実に女性の利用が進んできていると認識しております。

議員のご提案につきましては、高齢者の健康を守る観点から、事業実績、区民ニーズと区の状態を把握するとともに、制度の持続可能性を総合的に勘案し検討してまいります。

以上です。

田村財務部長私からは住民税の支払いが困難な区民などに対し支払猶予などを案内するとともに、丁寧に相談に応じることを求めるとのご質問にお答えします。

特別区民税の納期限内の期限内納付が難しい。

納税者に対しては、納入通知書や区ホームページにおいて、納税相談を案内しております。納税相談では、個々の事情を詳細に聞き取り、1回の金額を減らして回数を増やす、分納を提案したり、事業の休廃止や災害による著しい損害などの一定の要件に該当する場合には、徴収猶予や減免に必要な申請書類を案内するなど、引き続き丁寧に対応いたします。

また、納税相談を行う中で、納税者に生活困窮などの兆候がある場合には、生活困窮者などに対する連携の仕組みを活用し、本人の同意を得た上で、背生活困窮者等へ支援窓口と連携して、生活支援と適切な債権管理に繋げてまいります。

私からは以上です。

議長大和保健福祉政策部長私からは中東情勢による影響について2点ご答弁いたします。

まず、国民健康保険料の支払いについてです。

国民健康保険料の納付相談においては、これまでも丁寧に事情を伺い、一括納付が難しい場合は、分割納付の相談に応じる他、事業の休廃止等の一定の要件に該当する場合には、徴収猶予制度をご案内しております。

また、生活にお困りの方には、ぶらっとホーム世田谷等の相談支援窓口につなぐなど、個々の状況に応じた対応に努めております。

特に昨今の物価高騰等により納付困難な区民の増加が見込まれ、単に納付を求めるのではなく、生活実態に配慮することが重要と認識と認識しております。

今後も区民が安心して相談できるよう、生活状況を踏まえた柔軟な対応や、福祉的支援に繋げるなど、生活再建の視点を持って取り組んでまいります。

次に、エアコンの購入費助成についてです。

区では本年4月より、下記の熱中症による健康被害を防ぐため、自宅にエアコンがない低所得世帯に対する購入費等の助成を開始しました。

当初は償還払い方式で実施していましたが、申請者の一時負担が不要となる。

代理受領方式を5月より導入し、問い合わせや申請が寄せられているところです。

本事業では、生活必需品の整備が後回しになりがちな住民税非課税世帯や均等割のみ課税世帯を健康リスクの観点から優先的に支援しております。

ご指摘の児童扶養手当受給世帯等への対象拡大については今年度の本事業の運用状況やご紹介の他自治体での申請状況を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

うねめ豪雨対策推進担当参事私からは水害対策について、東京都の浸水対策重点地区に関して工事における用地の確保についての2点、あわせてご答弁です。

議員お話しの尾山台3丁目および奥沢7丁目につきましては、東京都下水道事業経営計画2021において、新たに追加された浸水対策重点地区の中に含まれていることを東京都下水道局に確認してございます。

では、現在この地区において、既設九品仏感染の能力を増強する新たな幹線整備に向け、鋭意検討を進めていると伺ってございます。

区といたしましては浸水対策のございました地域の早期改善に向けまして特別区が結束して東京都に対し、財源の確保や下水道事業の促進などを要望する特別区下水道事業促進連絡会において、九品仏増強幹線の整備に取り組んでいただくことを今後も要望事項として挙げてまいります。

また増強幹線などの整備におきましては縦孔を始め工事ヤードや取水施設など軍事よ事業用地の確保が課題となっております。

区といたしましては庁内関係所管の御協力のもと、区有地を一時的に活用するなど、事業が早期に着手できますよう東京都の連携をしっかりと図ってまいります。

以上でございます。

議長も寂しかった。

山梨防災まちづくり担当部長私からは市街地再開発事業における補助金および公共施設管理者負担金についてご答弁いたします。

本事業の補助金とは、都市再開発法に基づき、区の交付要綱により、事業費の一部を補助するものです。

補助対象経費や交付割合は、この要綱の中で定めており、予算の定める額を限度として交付いたします。

施工者である組合に対しては、社会情勢等も踏まえ、地権者負担が増えないよう、実現性の高い事業計画とするよう指導してまいります。

一方、公共施設管理者負担金とは、組合が駅前広場等の重要な公共施設を整備する場合に、都市再開発法に基づき、その費用を、将来管理者と協議し、請求できるもので、一般的には組合との協議、協定により決まります。

行政が用地買収方式で整備した場合の費用を限度額として必要な負担金を交付することになります。

以上でございます。

殿坂道路交通計画部長私からは外観事業者が公表している地表面の計測結果に関するご質問にお答えいたします。

区はエヌ川の河川管理用通路の一部で沈下傾向があるとの通報後現場を確認しその後、植生護岸の不具合が要因との結論に至っております。

ご指摘について概観事業者からは河川管理用通路管理者の認識を踏まえ当該計測値は、河川護岸の不具合が容易による特異値であると判断した。

その取り扱い、第三者の専門家にも確認しているとの回答がございました。

区はこれまで地域住民に寄り添い、外観事業者に対し適宜、地域への情報提供に努めるなど、迅速かつ丁寧な対応を要請しておりますがご指摘の件も含め不安の解消に向けて、引き続き、より丁寧な説明を行うよう求めてまいります。

私からは以上でございます。

畝目土木部長私からは、脳がご飯の状況確認などについてご答弁です。

が一部箇所においてみられました。

植生護岸の不具合につきましては、河川管理者である東京都が状況を確認し、応急工事を実施いたしまして現在必要な検討を対応を検討していく旨回答をいただいております。

野川の植生護岸につきましては整備当時、凱旋の緑と野川の水辺が一体となって、野鳥や昆虫など多様な生き物が生息する貴重な空間であることから、多自然型川作りの中で東京都は区民の意見を取り入れながら整備を行ってきた経緯がございます。

区といたしましてはこうした経緯を大切に環境、環境に配慮する形での対応、東京都へ求めてまいります。

以上でございます。

藤崎さん推進担当北川みどり33推進担当部長私からは公園の整備に関しまして2点ご答弁申し上げます初めに公園緑地における区民の利益についての区の認識でございます。

公園緑地における緑は、防災減災機能をはじめりくりレクリエーションや子供の遊び、健康増進、コミュニティの場を提供するなど、潤いのある豊かな都市計画都市生活を支える重要な役割を担っております。

また省エネ対策やクリーニングスポットの形成、水環境の保全生物多様性への寄与など、都市環境に欠かせない存在効果も発揮しております区といたしましてはこれら緑が持つ多様な機能の発揮は、区民生活の質の向上に繋がるものと考えており、引き続き、公園緑地ごとの様々な特性を生かすとともに、周辺地域の状況や地域住民のニーズをしっかりと受け止めながら、整備効果の災害最大化に取り組んでまいります。

続きまして大規模行為における施設整備についてでございます。

区は、大規模公園の整備に当たりまして参加と協働による公園作りを進めており、併せて官民連携の検討も行いながら、公園としての魅力や利便性快適性の向上を図るなど、区民に親しまれる公園整備に取り組んでおります例えば、玉川野毛町公園では、基本計画に基づく施設整備を進めるとともに、飲食物販へのニーズや買い物不便などの地域課題を踏まえパー

ク PFI 制度を活用した免疫施設の整備を進める他、事業者には、管理事務所やトイレなどの提案を求めるなど、経費削減や税外収入の確保にも努めているところでございます引き続き立地条件や規模、自然環境など、公演ごとに様々な特性や地域課題を踏まえ、区民ニーズに応える施設整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

杉中障害福祉部長、私からは、18歳から65歳未満の補聴器購入費助成の拡充についてご答弁いたします。

18歳から65歳未満の補聴器購入費助成については昨年度より、対象住民税非課税世帯から住民税非課税者へ拡大したことにより、令和6年度2件の申請件数に対し、7年度は12件となりこういうに困難を抱える方への支援が進んでいるものと認識しております。

ご提案の所得制限の撤廃や助成額の引き上げについては区民の健康を守るという視点から、他自治体の実施状況や利用実績の推移を注視しつつ、他の障害福祉サービスとのバランスや制度の持続可能性を確保していく観点も踏まえて検討してまいります。

以上です。

川上晃一議員千歳烏山駅再開発についての再質問です先ほど国の再開発補助金や公共施設管理者負担金が減額された場合の区負担や地権者負担が増える可能性についての答弁ちょっとわかりにくいところがあったんで確認なんですけども先ほども述べた通り江戸川区議会ではこの公共施設管理者負担金については国の補助金が減額された場合でも、9月そく分を補填すると再開発補助金については、国が減額すれば区の補助金も同様に減額すると答弁しておりますこの世田谷区で同じという解釈でよろしいでしょうか。

山梨防災まちづくり担当部長再質問にご答弁いたします。

国の再開発補助金の交付額が当初見込みを下回った場合には、区のまち作りの方針を踏まえ、事業の必要性、後期公益性、優先度などを総合的に判断し、補助制度の範囲内において、としての対応を検討してまいります。

以上でございます。

川上晃一議員今の答弁の補助制度の範囲内においてという表現私は世田谷区においても同様になるのかってということなんですけども今の発言という名前だが、井戸川区と同様だというふうに解釈できるのかなと思います。

地権者のリスクはやはり高まる。

高まっていると思います千歳烏山駅前再開発は一旦立ち止まることを改めて述べまして日本共産党の代表質問を終わります。

以上で川上晃一議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議事の都合により本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

代表質問を続けます。

自由民主党を代表して、37 番畠山真一議員、37 番畠山真一議員令和 5 年 5 月に始まった私達の任期も残り 1 年となりました。

当時は新型コロナウイルス感染症が 5 類移行した時期であり、区民生活の再生に向けた課題が山積する中、我が会派は区民の切実な声に応えるべく、全力で取り組む決意を胸に今季のスタートを切りました。

そして最初の代表質問では区長に対し、思いつきではなく、根拠に基づく政策立案を徹底し、区民の代表である議会と真摯に向き合い、真に区民が必要とする施策を推進するよう求めました。

しかしその想いはまたしても裏切られてしまいました。

空襲等被害者見舞金事業や子育て若者主婦若者夫婦世帯、定住住み替え応援事業など、制作根拠は、事業効果に乏しい施策が相次ぎ、議会の指摘を聞き入れない口調の独善的な視線に強い懸念を抱きます。

そして先日は 23 区共通の課題でもある民泊事業の適正化に関する要望書を、21 の区長を連名で自由民主党に提出をしましたが保坂区長は山道をしませませんでした。

このことは、報道でも大きく取り上げられ、世田谷区が民泊の適正化に消極的であるとの不安を広げる結果となりました。

このような口調の対応は甚だ理解に苦しみます。

改めて区長に申し上げますが、独断専行を厳に慎み、議会と真摯に向き合い、区民生活を最優先とした施策を着実に推進するよう強く求め、自由民主党を代表し、質問をいたします。

初めに DX および地域行政の推進と組織体制について伺います。

令和 2 年第 1 回定例会で 3 人目の副区長登用を行うとする条例改正が提案された際、我が会派は人件費増大に伴う行政経営改革の後退への懸念から 3 人体制を導入するならば、従来以上に機動的な組織運営を実現をし、迅速な意思決定と徹底した無駄の排除を伴う区政運営を強く求めました。

その後、令和 4 年 6 月に DX 部門を強化するため、松村氏が専任の副区長 2000 就任をし、改めて副区長 3 人体制となりました。

翌年 4 月には区民サービスの根幹をなす地域行政と DX を一体に一体的に進め、推進するため松村副区長が地域行政も合わせて担任することとなったことと認識をしております。

松村前副区長にはデジタル改革の責任者として DX を力強く牽引をし、民間出身者ならではの発想とスピード感で、区役所の慣習や地球由来の発想から脱却をし、職員の意識改革を断行していただくことを期待をしていました。

しかし、職員の努力もあり、ICT 活用のを活字活用で、事務改善や働き方改革が進んだ点は評価をしておりますが、区民の視点に立ったとき、手続きの利便性向上や相談窓口の改善といった区民サービスの質の向上がどこまで実感できるものとなった。

のかと問われれば、残念ながら期待した水準には達成を到達していません。

そこで伺います。

松村副区長就任以来、以降の4年間のDXおよび地域行政制度を総括をし、区民サービス向上の観点から区民がどのような恩恵を受けられるようになったのか、その成果をお示しください。

そのせいその上で、新たな副区長の選任においては、行政組織の肥大化や意思決定の遅延といった懸念があります。

またこの間を振り返ると、DX推進においては、外部人材による専門的知見の有効性が認められる一方で地域行政制度は地域特性の理解や長年の行政運営との連続性が強く求められる分野であり、外部人材によるマネジメントとの親和性には課題が残ったと認識しております。

そこでこの4年間の取り組みを踏まえて、DXを地域行政という性質の異なる分野を1人の外部人材に担わせる体制が適切であったのか改めて検証する必要があると考えます。

さらに副区長3人体制そのものの伊達妥当性についても区民サービス向上の観点から、再検討すべき時期に来ているのではないのでしょうか。

区の見解を伺います。

次に中東情勢を踏まえた事業者支援と物価高騰対策について伺います。

アメリカ、イスラエルによるイラン攻撃に痰を発生し、ホルムズ海峡の事実上の封鎖という由々しき事態が原油の約9割以上を中東に依存している日本の極めて脆弱な構造を改めて浮き彫りにしました。

ガソリンや軽油さらにはナフサ不足による資材、物流の停滞は区内中小事業者、とりわけ建設関連業者会に深刻な影響を及ぼしつつあります。

既に資材の高騰や納期遅延等により、見積もりや不能や後期不確定と言った。

声が現場から上がっています。

こうした状況を受けて自由民主党世田谷区議団は物価高騰対策および地域経済活性化に関する緊急要望を区長に提出をしました。

区は区内経済と地域雇用を支える中小企業者を守るため、リーマン・ショック機と新型コロナウイルス感染症期における体系対応の知見を複合的な観点から捉えて、実効性ある支援を速やかに実施すべきです。

そこでまず、中東情勢の影響を受けている区内事業者に対し、融資制度の拡充など機動的かつ実効性のある支援策を早急に講じるべきと考えますが、見解を伺います。

またエネルギー価格の上昇に加え、生活に不可欠な物資の供給不足が長期化すれば、物価はさらに高騰し、家計負担の増大や消費の落ち込み、地域経済の停滞など、区民への影響の拡大が強く懸念されます。

区民生活の負担軽減と、区内消費の喚起を図る観点から、せたがやPayを活用したポイント還元キャンペーンを中東情勢の影響が長期化することを想定し、半年程度の期間継続して実施してはいかがでしょうか。

見解を伺います。

次にくらい産業における人材の確保育成と雇用促進について2点伺います。

まず、区内の建設、造園業、清掃リサイクル事業など、地域インフラを支える人材の育成と雇用促進についてです。

例えば清掃事業などは、平時の業務に加えて、災害時や緊急時における迅速な対応、さらには高齢者支援など福祉的役割なども鑑みると地域の実情は熟知した現場対応力を有する事業者の存在は、これまで以上に重要になってくると考えます。

他区では災害対応力や再評価や技術継承の必要性も踏まえて、一定規模の直営体制も維持しつつも計画的な人材確保策へ方向転換する動きも見られております。

行政と民間事業者が担うべき機能を明確にするなど適正な人事配置が図れる人事配置が図られているものと考えられます。

一方で昨今の人材不足や担い手の高齢化の影響等により技能継承の弱体化が懸念されており、このような時代だからこそ、区内事業者や個人事業主などへの仕事の発注を広げて、区内で就労できる環境作りを区内産業の育成と雇用との両面から推し進めていくべきではないでしょうか。

清掃業に限らず、地域のインフラを支える建設業や造園業など多くの専門分野の担い手不足が深刻化する中、区内で雇用を生み出すことで、更なる創出が期待されることです。

そこで、区として、地域インフラを支える人材の確保育成と区内産業における雇用促進をどのように進めていくのか、見解を伺います。

次に、区内中小事業中区内中小企業の持続的発展の観点から、人材確保策について伺います。昨今の社会状況において、男性の育児休業、最近では産後のパパ育休とも呼ばれている休暇制度がありますが、制度が十分に知られていないために取得可能であるにも関わらず使えていないなどの課題があります。

私が以前にお聞きした印象的な事例の一つに、区内でトラック運送事業を営む経営者の方から自ら社長が会社のために何ができるかを考え、国の国の一休奨励策を自ら見つけ出して、社内での実践に結びつけたということも聞いております。

今の申請主義のもとでは、制度が届かなければ活用進まず、人材の定着や働きやすい環境の整備にも繋がっておりません。

区は既に周知しているとの認識にとどまらず、制度を体系化するなど、わかりやすく例え整えた上で積極的に発信をするべきです。

神奈川県平塚市や栃木県では男性育休取得を後押しする奨励策があり、1級取得率の向上や社内文化の醸成などによる魅力向上や人材確保に繋げて繋げていくべきです。

さきの定例会で我が会派の代表質問において幹事長より述べた。

made in せたがやの価値を支えるのは、まさに人材であり、相通ずるものを考えます。

そこで伺います。

人材確保策の一つとして考えられる事業者に対する1球制度や奨励策などの様々な情報発信について、現状どのように講じているのか、またこれらの制度を活用し、実効性のあるも

のとするためにどのようにどのような事業者支援が必要かと考えるかあわせて伺います。
次に、せたがや Pay について伺います。

決済手段の選択肢が広がるなか、せたがや Pay は民間の主要決済サービスと競合し利便性を獲得し、地域経済を支える独自インフラの成功事例として、他の自治体から見ても大いに注目されております。

一定の存在感を示しながら、デジタル地域通貨としての独自性と持続性をどう確保していくかが問われております。

先ほど申し上げた消費喚起の手段に加えて、地域コミュニティや行政課題の解決に資する地域通貨として役割を確固たるものにしていく視点が極めて重要です。

そのためには事業を支える運営主体のあり方を明確にすることが不可欠となります。

運営主体である世田谷区商店街振興組合連合会に対し、従来の枠組みを加えた関与が必要となっています。

せたがや Pay を、地域に根ざした持続可能なインフラ消化させるために、区が主導して運営主体の位置づけを明確に整理をし、安定的かつ持続可能な体制構築に向けた支援を強化すべきと考えます。

そこで伺います。

民間の決済アプリや東京アプリなど他のプラットフォームとの競争に埋没せずに、世田谷独自の価値を守り抜くために、運営主体の体制強化や財政的、専門的な伴走支援について、区の具体的な方針と今後の決意をお示しくください。

次に、子育て政策について2点伺います。

まずは定住を見据えた在宅子育て支援の充実についてです。

少子化が進む中で本区が選ばれ、長く住み続けたいと思われる自治体であるためには、共働き世帯だけではなく、在宅で子育てを行う家庭への支援また、充実が不潔不可欠となっております。

保育待機児童が再び増加をし保育園整備に注力して心に保育が必要な子供が確実に入園できる環境整備に取り組む一方で、家庭で乳幼児を育てる保護者への支援は十分でしょうか。在宅子育ては家庭の事情や子供の発達段階に応じた大切な選択であり、保育サービスを利用しないからといって支援の店を緩めて良いわけではありません。

ずっと世田谷による定住住み替え応援事業で、個人が負担する住宅経費に対して10に向けた実効性に疑念が残る支援をするよりも、018 サポートを始めとした東京都の支援に加え、確かに世田谷区にも支えられている。

応援してもらっていると感じる子育て支援を在宅子育てにおいて拡充することが結果として定住に繋がると考えております。

そこで伺います。

区はこれからの地域の活力を担う子育て世代の定住を見据えて、在宅子育て支援をどのように位置づけ今後どのように施策の充実を図っていくのか。

金銭給付の可能性も含めて見解をお示しください。

次に、多世代で子供を支える仕組みについて伺います。

かつての日本社会では祖父母や近隣住民が日常的に育児に関わる多世代による子育てが一般的であり、それが親の負担を軽減するとともに、子供の社会性や豊かな感性を育む土壌となっておりました。

子供たちが多様な価値観に触れて、高齢者が役割を持って地域に参画することは双方にとって生きがいや自己肯定感の向上に繋がる。

まさにウェルビーイングの実現に直結をしております。

本区でも区立小学校の朝の開門に、地域の高齢者が見守り役として関わる取り組みが今年度は18校に拡充して実施されております。

祖父母だけではなく、例えばお孫さんがいらっしゃらない、あるいは近くにいない高齢者も地域で育つ子供たちのために地元の子育て支援に自然な形で参画できる仕組み作りは若い世代の低若い世代の定住に繋がる支援策となりうるものであり、さらに強化すべきです。そこで伺います。

子育ての孤立化解消に向け、現在取り組むた世代近居同居応援事業やファミリーサポート事業など、子育てや子供の見守りなど、多世代で互いに支え合う仕組みについて、現状の取り組みをどのように評価し、今後どのように拡充をしていくのか区の見解をお示しください。

次に、公共施設整備について伺います。

まずは施設、施工体制についてですが、本区は、区民集会施設や学校教育施設などの公共施設を数多く保有する中で、施設の老朽化が一斉に進行し、維持管理や更新に要する経費は年々増大をしている状況です。

加えて近年の建設単価や人件費の状況により上昇によって、公共施設整備を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

昨今の国際情勢の不安定化は、原油価格の高騰や建設資材の材料となるナフサの供給不足を招く恐れがあり、今後の工事費の上振れや工期への影響も懸念をされております。

特に学校施設については、年間3校か1区を基本とした行進で検討されておりますが、今後の財政負担や施工携帯性、また資材調達の不確実性を考えたときに、これまでの通りの考え方で公共施設整備を進めていくことが現実的なのか、現状を踏まえて施工体制などを、先を見越した検討を事前に行っていく必要があると考えますが全部門の見解を伺います。

次に、公共施設等の総合管理計画について伺います。

限られた財源と執行体制で地毛持続可能な公共施設整備を進めるには、単独での改築を前提とするのではなく、周辺公共施設の配置状況や地域特性などを踏まえながら、可能な限り複合化を図っていくことが必要だと考えます。

こうした取り組みや建設費や維持管理費の抑制のみならず、創出された跡地後その後の施設の有効活用にも繋がり、地域の価値向上にも寄与するものと考えます。

また、改築にあたっては、単に築年数の古い順に行進するのではなくて、施設の利用状況や機能、地域地区の実情などを踏まえて優先順位をつけながら柔軟に対応していく視点が不可欠です。

例えば、奥沢駅周辺においては、開会式の図書館が整備されていないという課題があり、こうした地域ニーズをどのように整理をし、施設整備に反映していくかが問われております。さらに千歳烏山駅周辺においては、京王線連続立体交差事業や都市計画道路事業、また、駅の南側の市街地再開発事業など、まち作りが進展するとともに、公共施設が点在をし、一部を民間施設に賃貸する形で確保している状況もあり、こうした状況を踏まえた施設整備が求められております。

加えて社会情勢の変化などの外的要因も踏まえながら、計画的にまた施設整備に取り組んでいく必要があります。

こうした視点から公共施設の改築にあつての優先順位の考え方、地域地区の実情に応じた柔軟な対応、また複合化の推進について、区の基本的な考え方を伺います。

合わせて今後予定されている公共施設等総合管理計画の改定に当たってこれらの考え方をどのように反映していくのか、また、計画改定において、今後の施設整備を進めるにあたって、町内が共通の危機意識と問題意識を持って、全庁的に検討を進めていくことが不可欠であります。

区の見解を伺います次に、国立医薬品食品衛生研究所跡地について伺います。

この公共施設は昭和 30 年代から 50 年代にかけて整備されたものが多く、年数の経過による老朽化が進んでおり、区議会においても、改築や長寿命化、さらには施設再編を含めた計画的な更新の必要性が度々指摘されてまいりました。

一方住宅地が密集する本区においては、新たにまとまった公共用地を確保することは年々難しくなってきており、将来を見据えた土地の確保が大きな課題となっております。

こうしたなか上用賀 1 丁目の当該跡地は一定期間、一定規模を有し、周辺には学校施設や区民集会施設などの公共施設、住宅地が広がるなど、公共的活用のポテンシャルが高い用地であると考えます。

学校改築においては、仮校舎や用地や段階的整備の観点からも、敷地条件が条件重要となることから、将来の学校改築や周辺公共施設の建て替え再編に備えて、長期的視点に立って、戦力的戦略的に活用を検討していきいくべきではないでしょうか。

これまでの区の答弁では、公共施設の更新にあたっては、地域特性や将来需要を踏まえて総合的に判断していく必要があるとされておりますが、本跡地や隣接する陸上自衛隊大賀駐屯地などの国有地について、学校改築を始め、公共施設再編などの視点も含めて、区としてどのような可能性を認識しているのか、また今後具体的な活用方針を検討していく考えがあるのか、見解を伺います。

次に、旧玉川高校跡地について伺います。

当該地は二子玉川駅を初め、二子玉川ライズや二子玉川公園などからも近く、交通利便性や

立地条件の面から極めて高いポテンシャルを有しているとの誘致です。

こちらのまた二子玉川地区においては、子育て支援、高齢者福祉、防災拠点の機能、さらには文化交流地域スポーツの機能など公共的役割への期待が依然として高く、区民ニーズを的確に反映したまち作りが求められております。

こうした中、これは本庁舎の日記2期棟竣工に伴って、12月を目途に、現在二子玉川分庁舎に設置されている機能を本庁舎移転する集約する予定となっておりますが、これまでの分庁舎の役割が移転によって終了し、敷地活用がなくなるこのタイミングは、二子玉川地域全体の公共施設整備、公共施設配置や将来の土地利用のあり方など、総合的に検討する重要な節目であると考えます。

そこで伺います。

この旧玉川高校の跡地について区としてどのような活用の可能性を見据えているのか。

現時点での基本的な考え方をお示してください。

またこうした区の考え方も踏まえ、区として主体的な東京都と協議を深めていく必要性があると考えますが、これまでの調整状況と今後の対応方針について見解を伺います。

次に、道路整備について2点です。

長年の懸案であった恵泉通りについては最後に残された用地の明渡しが相手方との合意に至り、令和10年の4月の全面開通見通しが立ちました。

道路整備は地域住民との合意形成や用地取得など、長い時間を要する事業ですが、恵泉通りは事業着手から実に60年が経過をしてしまい00の長期化と言わざるを得ません。

我が会派は早期開通に向け、区長自ら学士交渉の先頭に立つよう繰り返し求めてきましたが、対応は後手に回り、事業の長期化を招いた区長の責任は重いと考えます。

補助54号線の対応も区長の道路整備への消極的な姿勢を象徴する事例です。

平成27年、区長は下北沢の周辺の都市機能強化において重要な役割を担う補助54号線の2期3期そして区間を優先整備路線から外す判断を下しました。

これらのことから区長にとっても道路整備は二の次であり重要性を十分に認識していないと言わざるを得ません。

令和7年度末時点では、本区の都市計画道路整備率は51.2%で、23区中21道路の平均幅員も19位と、他区に比べて遅れが顕著であり保坂区長はこの平成26年にせたがや道作りプランを策定をし、計画的な道路整備を進めるつもりであったと認識しておりますが、区民意識調査における地域の困りごとの常に1位は道路が狭くて危険であり、一向に改善されておられません。

道作りプラン策定以降、この12年間保坂区政のもと、道路整備事業はどの程度進んだのか、整備率、授業料、予算執行率など客観的な数値に基づく実績と区としての評価をお伺いいたします。

次に、災害対策面を踏まえた道路整備について伺います。

道路には利便性や安全性向上などの交通機能に加えて緊急輸送道路や避難経路の確保、ま

た、延焼遮断と者団体としての効果など防災機能も備えており、災害時において非常に重要な役割を担います。

令和 6 年元日に発生した能登半島地震では被災地に繋がる主要道路が寸断されてしまい、救助活動や物資輸送輸送が滞ったことは記憶に新しいところです。

また平成 28 年の糸魚川の火災では、幅員の狭い道路が多い地域で消防車両による消火活動が困難となり、また十分な防火帯が確保できず、被害が拡大をしてしまいました。

本区においても狭隘道路が多く、道路ネットワークが脆弱であることを鑑みれば大規模な災害時には迅速な消火活動や避難行動、円滑な物資輸送や復旧作業に深刻な支障を及ぼすおそれがあります。

区民の生命と財産を守ることは区の最大の責務です。

いつ大震災が発生してもおかしくない現状を踏まえれば、防災力向上の観点からも、道路整備をさらに推進していくことが必要不可欠です。

区として道路の防災機能強化をどのように位置づけ、今後どのように整備を進めていくのか、見解を伺います。

次に、予防医療の拡充について、まずは認知症予防について伺います。

厚生労働省は 2040 年には約 1200 万人、高齢者の約 3.3 人に 1 人が認知症またはその予備軍になると推計をしております。

そのうちの半数以上を占める。

軽度の認知障害、また、いわゆる MCI は健常者と認知症の中中間段階で日常生活に大きな支障はないものの、放置すれば、数年で約半数が認知症遂行するとされ、早期発見と早期対応が極めて重要です。

区では認知症とともに生きる希望条例に基づき本人の社会参加の促進や地域で支え合う体制作り、また、診断後の相談支援の充実などの施策を進めております。

これらは大変重要であり今後も継続すべき取り組みです。

一方で、発症前の段階から、早期発見、また早期対応の強化が今後認知症の増加を抑える鍵となってまいります。

アルツハイマー型認知症では、血液検査によって MCI のリスクを判定することができます。また MCI の段階で適切な対策を講じれば進行を遅らせるだけでなく、一定の割合で健常な状態に戻すことも可能と言われております。

このことから御本人が不安や自覚症状を感じた場合、家族、周囲が物忘れや行動の変化に気づいた場合には、早期受診に繋げるとともに生活習慣要改善また知的活動、社会参加の鰻促進などの予防に資する取り組みが求められております。

今後医療機関等の連携を強化をし、発症前からの早期の気づき、早期受診、早期対応を区全体で進める。

まさに攻めの認知症対策が不潔不可欠であると考えますがこの見解を伺います。

次にかん検診について伺います。

がんは 2 人に 1 人が罹患する病気ですが、近年医療技術の進歩によって生存率は向上しております。

早期発見早期治療の重要性はますます高まっています。

がん検診の受診率向上は区民の命を守ることはもちろん、治療に伴う医療費の削減、さらには社会保障関連費の抑制に繋がる極めて重要な施策です。

区では、胃がんや大腸がんなどの対応型がん検診を実施をし、区民の健康を守る取り組みを進めてきました。

また対応型検診に位置づけられている気象が膵臓がんや前立腺がんの検診についても周知啓発や助成制度の拡充を求めてきました。

しかし、どれだけ制度を整えても、受診率が上がらなければ重要な十分な効果が発給されません。

国では現在、医療 DX の推進によって、マイナポータルを活用した受診案内や受診票の電子化など、利便性の向上と事務負担の軽減にする新たな仕組み作りが進められております。

こうした国の動向も踏まえて、チラシやポスターなど従来のアナログ手法による周知啓発の一層の強化に加えて、デジタル技術を活用した受診勧奨の強化や未受診者への確実なアプローチを進めることで受診率の向上を図る必要があると考えますが、区の見解を伺います。

次に健康増進について伺います。

健康長寿の 3 要素は食事運動社会参加と言われており、高齢者の方が健康診断を受診した際にも指摘されている項目です。

そのうち運動は日常生活の中で継続しやすい基本的な行動です。

これまでもスポーツキャンプを環境の整備を通じた。

健康増進の必要性を訴えてまいりましたが、本日は全世代を通じて誰もが手軽に取り組める歩くということに焦点を当てたいと思います。

歩くことは生活習慣病の予防、また認知機能の維持、メンタルヘルスのかメンタルヘルスの改善など多方面に効果があります。

例えば 1 日 8000 歩程度の歩行が死亡リスクの低減に寄与するとの報告などもあり、健康寿命の延伸に資する重要な視点となっているんです。

私自身も非があるから日頃から階段を利用するなど、健康増進の取り組みを実践しておりますが、例えば北沢総合支所などで実施をされている階段プロジェクトは蹴上部分のサインプレートのところは自然と階段利用を促す前向きな言葉やマスク優れた資格が仕掛けてあり、高い評価を持っております。

このように日常的な日常の小さな選択を健康行動へと導く工夫は、区民の意識を高めて、行動変容に繋がる確かな力を持っております。

ウォーキングの促進や階段利用の推進など、日常的な運動を後押しする取り組みの拡充が今後ますます必要になると考えますが、区の見解を伺います。

続いて医療機関に対する支援のあり方について伺います。

区内には国立病院のように広域的に緊急対応緊急機能を担う大規模な医療機関が存在しないため、各病院や診療所が果たす地域医療の役割は区内としては極めて重要です。

しかし現状では、救急受け入れの強化や高齢化に伴う患者の需要の増加に対応しようとする一方で、施設の老朽化、人件費、物価高騰の影響などによって、病院経営が極めて厳しいとの声も寄せられております。

実際昨年、国においては、病院への直接的な財政支援が始まり東京都も民間病院への大規模な支援策を講じるなど、医療提供体制の維持は喫緊の課題となっております。

こうした中で世田谷区内の医師会からも支援強化の要望が上がっております。

まずは医療現場の実態を丁寧に把握することが必要となっているのではないのでしょうか。

さらには緊急な。

応需率の向上に向けた施設の整備や、在宅医療との連携材料、医療人材の確保、またデジタル化の推進など、この中で見えられた知見を踏まえた総合的な支援が重要と考えます。

私は昨年の第4回定例会において、在宅医療の重要性や公的補助の必要性の他、医療支援インフラが重要であることを指摘をしました。

そこで区として国や東京都の医療支援施設も踏まえつつ、区内の医療機関に対してどのように支え、救急なども含めた地域医療の持続性を確保しようと考えているのか伺います。

次に学校統合およびが区域の変更について伺います。

区では平成25年に区立の小・中学校の適正規模化適正配置に関する具体的な方策第2ステップを策定をし、児童生徒数の地域格差や小規模校の課題、施設の領空化への対応、一方的に一体的に進めてまいりました。

その中で10年間平成28年の森山小学校と東浦小学校と北沢小学校の3校の統合により、下北沢小学校が開校し、平成30年には北沢小学校を対応する形の中で現在の体制に確立をされております。

当時は地域においても、賛否両論ありましたが、開校から約10年が経過した現在で、児童数の増加とともに学校に活気が生まれて、教育環境の改善という一定の成果が表れております。

実際、当初よりも児童数が増加をし、地域の拠点としての機能が強化されていることは評価すべき点であります。

一方で区内の学校施設の多くは同時期に整備をされており、校舎の老朽化が一斉に進行している状況にあります。

このため今後は、改築長寿命化の計画的な推進が不可欠であり、単なる建て替えにとどまらず、将来の児童生徒数の動向や教育ニーズを踏まえた学校配置の再編と一体的に検討すべき時期に来ていると考えます。

また、第2ステップにおいて進められた学校行こう。

近年はこうした統合に関する議論はほとんど耳にすることがありません。

人口動態の変化や都市開発の進展によって、地域ごとの児童生徒数の偏在は依然として存在しており、適正配置また適正適正規模の課題が解消されたことは言い難い状況であります。

さらに、近年の教育環境を取り巻く状況は大きく変化をしており、小中一貫教育の推進や、より柔軟な通学区域の設定、いわゆる学校選択、選択性などについても、より消去積極的な取り組みが必要と求められております。

そこで区は、学校施設の整備に当たって、第 2 ステップ以降の取り組みをどのように評価をし、今後の展開にどう生かしていくのか、単なる改築ではなく、統合や再配置なども含めた中長期的な施設整備の考え方についてどのように検討していくのか伺います。

また小中一貫校や学校選択制の導入など、児童生徒に多様な学びの機会を提供するための柔軟な制度設計についても見解をお聞かせください。

次にデジタルデトックスについて伺います。

GIGA スクール構想による 1 人 1 台の端末の導入から数年が経過をし、デジタルツールは事業や自宅学習において不可欠な極めて有効なツールとして定着をしております。

一方で長時間の使用による視力低下や姿勢の悪化、さらには睡眠への影響など、健康への懸念は発達段階にある子供たちにとって看過できない課題となっております。

また、家庭に端末を持ち帰る中で、動画の視聴など、学習外利用が増えて使用が長時間貸している実態も指摘されております。

保護者からは学習利用との線引きが難しく、主要時間が適切にコントロールしにくいとの声も上がってきております。

区が配布するリーフレットなど、また対策のポイントを示されたとしても、現在の運用では、家庭ごとでの対応に挑め委ねられる部分が多い過ぎるのではないのでしょうか。

意識的に画面から離れる。

デジタルデトックスの視点も必要と考えます。

外遊びや対面での交流、落ち着いて本と向き合う時間や十分な睡眠時間を確保といった子供たちの健やかな成長に不可欠な時間を確保していくため、学習用タブレット端末への対応を保護者任せにしないで、教育委員会や学校が具体的に踏み込んだ対策を講じる必要があります。

そこで、健康面への御配慮を踏まえた使用時間の考え方や端末から離れる時間の確保に向けた取り組みについて、どのように実効性を担保して推進していくのか、見解をお示してください。

次に、医療的ケア児への支援について伺います。

令和 3 年に施行された医療的ケア児支援法では、医療的ケア児の健やかな成長と家族の負担軽減に向けて適切な支援を行う責務は自治体に課せられております。

区では、専門相談窓口の設置や学校、親睦での体制整備などの取り組みを進めてきました。しかし、依然として支援体制が十分とは言えず、家族の献身的な努力に依存しており、当事

者のニーズに応えきれていないのが実態です。

例えば、在宅レスパイと事業では、利用時間の拡充など、一定の改善が進んだ一方で、自宅だけではなく、学校や通所施設でも利用できるようにしてほしいとの切実な声が寄せられております。

家族の負担軽減や就労支援の視点からも、より柔軟なより柔軟な運用が求められております。

区では、医療的ケア児の笑顔を支える基金を創設をし、寄付を活用し、寄付を活用した。施策を展開しておりますが、医療的ケア児が笑顔で過ごすためには、日常的に介護を担う保護者の球速が十分に確保されて心身の検知健康が保たれていることが必要となっております。

そこで伺います。

基金を活用し、在宅レスパイと事業など、家族の負担軽減に資する施策をさらに充実させてはいかがでしょうか。

区の見解をお聞きします。

壇上から最後に区が発送する文章について伺います。

世田谷区が区民に向けて発送する文章は専門用語や複雑な言い回しが多く、特に情報取得にハンディキャップのある方にはわかりづらい事例が多々見られます。

受け取られた方が内容を理解できずに必要な支援が受けられていないといった事態は許されません。

昨年第4回定例会での質問をきっかけに、総合支所から、知的障害のある方へ発送されたサービス利用手続きの案内において、やさしい日本語による非常に前向きな取り組みが施行されました。

文証を受け取った当事者や親御さんからはとてもわかりやすい。

初めて本人が申請を自らにできたとの評価と喜びの声をいただいております。

この思考の実現に当たっては、どうすれば対象の皆さんに伝わるのかわかりやすいと受け取ってもらえるのか、普段の文章作成、行政文書の作成から発想を大転換する大いなる挑戦があったものと受け止めております。

並々ならぬ調整にご尽力いただいた。

関係職員の皆様に心より敬意を表します。

やさしい日本語に加えて見やすいレイアウトも取り入れた。

今回の素晴らしい思考と同様の手法は、知的障害のある方に限らず、もっと広く活用すべきです。

その際には、高齢者や障害者外国の方など、読み手が誰か、どのような状況かを想像して、当事者に寄り添った対応が必要であり、各所管全ての所管がいかに本気で取り組むかが問われております。

そこで伺います。

やさしい日本語による公文書作成の考え方を今後どのように全庁に浸透させていき、またどの所管も具体的な取り組みが当たり前に実施されるよう、徹底をしていくのか。

区の見解をお伺いを敷くの見解をお示してください。

以上で壇上からの質問を終わります。

保坂区長畠山議員にお答えをいたします。

まず松村副区長の4年間で振り返るとまた3人体制についての見解でございます。

区は参席する区政課題を迅速かつ着実に一帯をしていくため、トップマネジメントを強化する観点から、令和2年3月に区議会定例会におきまして、副区長の定数を3人以内。

する条例改正を提案し、実績ご議決をいただきました。

令和4年6月には区議会の同意をいただきまして民間出身の松村克彦費用、塩DX専任の副長として登用いたしました。

また、DX推進の効果を窓口改革において実現をするとau関連で、令和5年度からは地域行政部も担任することといたしました。

この間、松村副区長は民間企業での経験知見を生かしながら、今後のDX推進の基盤となる標準システムへの移行の準備実現の他、窓口手続きのオンライン化やキャッシュレス化による区民の利便性向上顧問応答のアプリを活用した。

住民の御参加と協働の推進など具体的な取り組みを進めていただきました。

この6月から清水副区長がDX推進と地域行政を歌にしています。

清水副区長のリーダーシップのもと総合支所とあわせて一体的に進めることで、更なる成果を出すことを期待をしております。

人口93万人台となりまして遠くは中の大兼、多くの政令指定都市の規模を上回る人口を抱える状況となりました。

副部長3人体制は必要なことであり、多くの行政課題を的確に解決していくためにも外部人材の登用は有意義であったと考えています。

より強くしなやかな執行体制をつくるため、今後副長体制のあり方について人生を含め、続き検討してまいります。

次に、中東情勢を踏まえた対策についてでございます。

今般の中東危機は、我が国の主要なエネルギー輸送路そのものが制約されるという従前と異なる事態でありまして石油関連製品の供給制限や価格高騰などで、特に中小事業者に深刻な影響が発生していると認識をしております。

区では5月1日に対策準備会そしてこの中で庁内および産業団体とした影響調査を行ってまず11日に総合経営相談の拡充による支援体制強化を図りました。

そして続く5月28日には世田谷区資源危機対策本部を立ち上げ、全庁挙げて情報の収集と共有対応等の検討を進めています。

今後の融資需要増に備えて必要な経費を盛り込んだ補正予算案を提出しているところでございます。

こうした体制整備などと並行しまして、更なる支援策としてこれまで以上の低金利で資金調達ができる新たな融資あっせん制度の創設など、追加対策の検討を指示しているところでございます。

かつてのリーマン・ショックやコロナ禍といった経済が冷え込む機器とは異なるコストと供給が制約されるような現下の状況を的確にとらえ、実効性ある事業者支援策を講ずるべく、区として全力で取り組んでまいります。

また区で把握している区内事業者や区民の実情を早急に国や都に届け、効果的な対策を求めていく所存でございます。

せたがや Pay についてこの支援体制についてお尋ねをいただきました。

せたがや Pay はサービス開始から 5 年を経まして、令和 8 年 5 月末段階で加盟店舗 6500、ダウンロード総数 62 万件、累計決裁額は 568 億円と大きく成長し、地域経済と行政政策を支える世帯やならでの公益的な基盤と成っています。

せたがや Pay 事業の補助金交付の主体としてノックとしましてはこの成長に見合った持続可能な運営体制の強化が重要である認識しております。

実施主体である商店街振興組合連合会やシステム委託事業者と緊密に連携し、人材確保、マネジメントの改善、ガバナンス強化、リスク管理の充実に向けた支援を着実に進めてまいります。

合わせて、中長期的かつ安定的な運営体制のあり方についても区としての責任を持って関与していくことで必要な見直しや最適化を図りながら、地域に根ざした持続可能なインフラとして育成を押し支えてまいります。

中村副区長私から 3 点ご答弁いたします。

まず、在宅子育て支援についてです。

区は世田谷区に住み続けたいと願う全ての子育て家庭の定住と、区内での住み替えを応援するとともに安心して子育てができる環境を整備することは将来の地域の担い手を確保する上でも重要な施策と捉えています。

在宅子育て家庭については、金銭給付というご提案もありましたが、都市部における子育ての孤立化が課題となる中で身近な地域で人や支援に繋がりながら子育てに喜びを感じることができる施策に注力していく必要があると考えています。

区はこれまでも歩いて 15 分以内に行けるお出かけ広場の整備拡充や一時預かり事業の無償化など、在宅子育て家庭を支援する独自の取り組みを進めてまいりました。

引き続き、今とこれからの地域の活力を担う子育て家庭が安心して在宅での子育てを選択できる選択することができるよう取り組みの充実を図ってまいります。

次に、旧玉川高校跡地の活用についてです。

旧玉川高校跡地は、本年 12 月を目途に、分庁舎機能の本庁舎移転を予定していることから全区的な視点も踏まえながら、当該地域地区における様々な課題の整理を行っているところ です。

主な課題といたしましては本地区は、浸水想定区域内や児童館未整備地区であることを隣接する野毛青少年交流センターや延べ図書室の他、老朽化が進んでいる区内公共施設の移転などに加え、ランド機能への区民ニーズがあると認識しており、これらの課題を課題に対応するための検討を進めているところです。

現在土地所有者である東京都において、当該跡地の活用方針を検討していると聞いております。

区といたしましても、基本的な考え方を取りまとめた上で、東京都へ要望し、協議を重ねてまいります。

次に、区内の医療機関の支援についてです。

区内の病院診療所は、区民の命と健康を支える地域医療の基盤です。

一方で、病院診療所を取り巻く経営環境は厳しさを増しております。

近年都内で複数の病院が閉院する事態が発生していることに加えて、令和 6 年度の東京都の調査では、都内病院の 67.9%が医療赤字であることが明らかとなっており区内病院の存続に関して危機感を持っています。

現在区は、区内病院の経営状況や剤財務状況等を把握し、客観的に分析するため、区内病院に財務関係資料等の調査を依頼したところです。

合わせて既に支援を実施している。

都からの助言を受けるため、意見交換を予定しています。

今後、親、国の支援策の動向を注視しつつ、区内病院から提供いただく。

財務関係資料等を基に具体的な支援策の検討を進めてまいります。

以上です。

清水副区長私からは 2 点ご答弁申し上げます。

まず、中東情勢を踏まえた物価高騰対策についてです。

現在せたがや Pay では最大 3%のポイント還元、区民認証による定額ポイント付与リピーター応援による抽選でのポイント付与の施策を並行実施することで区内事業者と区民生活の下支えをすべく、切れ目なく取り組んでいるところです。

他方で、中東情勢に起因した資材高や輸送コストの上昇分を価格へ転嫁する動きが強まっており、民間の使用、信用調査会社のレポートによれば、令和 8 年通年の値上げ品目の総数は 5 年連続で 1 万品目を突破する見通しです。

6 月 5 日に成立した国の補正予算を踏まえながら、せたがや Pay のポイント還元による物価高騰対策の実施に向けてご提案いただいた実施期間も含め、検討を加速させてまいります。

次に、道路整備についてです。

令和 7 年度末時点での都市計画道路の整備率は約 51.2%主要生活道路が約 38.3%であり、平成 26 年の道作りプラン策定以降の増加率はそれぞれ約 3.6%、約 1.5%となっております。

また、現在事業中の 20 路線 25 区間のうち、新規着手は、優先整備路線 13 路線のうち 4 路線にとどまっております。

また、この間の用地取得等の予算実行は年平均で約 42 億円、執行率約 83%であり、これまで久貝 8 号線の供用開始に加え、補助 154 号線、補助 49 号線、補助 217 号線、赤外 7 号線の一部で供用を開始しております。

コロナ禍に伴い、対面での用地交渉が難しかった時期を経験したものの、道路事業に注力した効果は表れていると考えておりますが、今田拓に比べて、都市計画道路の整備率等が低い状況にあることは重く受け止めております。

道路事業は、権利者の皆様のご協力を得ることはもちろん、沿道まちづくりに関する将来像を地域と共有していくことが大切です。

より丁寧かつ誠実な説明を積み重ねながら、区民生活を支える道作りを着実に進めてまいります。

以上でございます。

知久教育長私からは、これまでの学校施設整備の振り返り等今後の施設整備の考え方等についてお答えいたします。

区は平成 25 年 9 月に策定した区立小中学校の適正規模化、適正配置に関する具体的な方策第 2 ステップに基づき、児童生徒数の地域格差や大規模校、小規模校の課題への対応施設の更新を一体的に進めるとともに、児童生徒数の推計を踏まえながら、学校規模の適正化に取り組んでまいりました。

これらの取り組みにより、児童生徒数の地域格差の解消が図られ、公立学校の魅力向上と、子供たちにとってよりよい教育環境の実現に繋がったものと認識をしております。

一方で、地域ごとの人口動態の変化や、都市開発の進展に伴い、児童生徒数の新たな偏在傾向も見られており、学校の適正な規模や配置に関しましては、継続的な課題であると認識をしております。

今後 3 校の改築を進め、学校施設の適正な規模を確保するとともに、議員ご指摘の統合や再配置の視点も踏まえ、引き続き児童生徒にとって教育環境の向上に繋がるよう努めてまいります。

私からは以上です。

五十嵐経済産業部長私から 3 点ご答弁いたします。まず、地域インフラを支える区内建設造園業清掃リサイクル事業者の人材の確保育成と区内産業における雇用促進についてです。

区内事業者の確保は継続的かつ喫緊の課題となっております昨年度の産業基礎調査でも経営上の課題の最上位が人手不足であり増員を含む建設業あるいは清掃、介護など、区民生活を支える事業者の円滑な活動に向けては、適切な人員確保と育成定着が不可欠であると認識しております。

こうした中区では三茶おしごとカフェでの職業紹介の他、建設業を中心とした人材のマッチングおよび定着支援、建設業の人材育成補助金などを状況に応じて事業をアップデート

しながら事業者支援に努めてまいりました。

具体的な成果の一例としてメディアとの連携による建設業魅力発信冊子の発行を 2 へ問い合わせが増加し、人材確保に繋がったという造園事業者も出ております引き続き、事業者の声を丁寧に聞きながら高校生や大学生等の若年層に限らず、就職氷河期世代やシニア世代など様々な人材が適材適所で力を発揮し事業活動を推進できるよう取り組みの充実を図ってまいります。

次に事業者に対しての育休制度や奨励策などの様々な情報発信に関する現状とこれらの制度活用、実効性あるものとするための支援についてでございます。

高卒大卒を問わず、入社後 3 年以内の離職率が 3 割を超える中お話の育休制度の活用やキャリア形成支援など各々の状況に応じた働き方の実現、実現による人材の定着と育成が安定した事業活動に不可欠となります。

区ではこれまで育児介護休業法の改正や健康経営の推進など多様な働き方に対する情報を区のお知らせや事業者向け情報誌等で発信してきました。

また、仕事と育児介護の両立をテーマにした事業者向けセミナーや働きやすい職場環境作り等に積極的な事業者の表彰および事例紹介など職場環境整備に関する理解促進にも努めてまいりました。

今後もデジタル技術の活用により制度を整備体系化した発信や優良事例の紹介など様々な場面で目に触れ、意識できるような取り組みを DX 推進担当部とも連携して検討し、事業者や労働者が各種制度を有効に活用できるようわかりやすい情報提供と制度利用の投資を行ってまいります。

最後にせたがや Pay 運営主体の体制強化や財政的専門的な伴走支援に関する区の具体的な方針と今後の決意についてでございます。

民間キャッシュレスペイメントや東京アプリなど他のプラットフォームとの競争が進む中であってもせたがや Pay 独自の価値を高めていくためには単なる決済手段にとどまらず地域経済や行政施策を支える基盤として運営体制を着実に強化していくことが重要です。

実施主体である商店街振興組合連合会では区の伴走支援のもとへ新たな人材採用により体制を拡充するとともに報酬体系を含めた業務人材マネジメントの改善を進めているところですまた、システム委託事業者においても、リスクアセスメントを実施し業務プロセス改善等のガバナンス強化に取り組んでいるところでございます。

区としましては、更なる体制強化に向けた財政支援と実効性のある伴走支援を着実に実行し中長期的に持続可能な運営体制の検討を進め地域経済を視察するプラットフォームとしての運営最適化に取り組んでまいります。

以上でございます。

松本子供若者部長私からは、子育てや子供の見守りなどを多世代で互いに支え合う仕組みについてご答弁いたします。

子育て家庭が地域の様々な人や支援に繋がりがりながら安心して子育てができる環境を充実さ

せること、ことは、子育て家庭の孤立化の防止や、子供の豊かな成長を支える上でも重要であると認識しております。

ファミリーサポートセンター事業で地域において子供の成長を見守る役割を担い、世代を超えた交流と地域で支え合う意識の醸成に貢献する取り組みです。

この他、青少年地区委員会活動や地域の活動団体による子供の学習支援、子育て支援団体等が喪失する活動への助成等を通じて子育て家庭が身近な地域において、多世代との交流を初め多様なコミュニティや人と繋がる環境整えております。

こうした地域の活動への参加や、緩やかな繋がりが住民と地域との関わりを強化するという研究結果もあることから今後も、世代を超えた出会いの場や交流の機会を生み出す多様な取り組みを後押しし、地域全体で子供、子供や子育てを支える体制を一層強化してまいります。

以上です。

季節前担当部長私からは、公共施設整備について、施工体制など、先を見越した検討につきましてお答えいたします。

区では現在公共施設等総合管理計画一部改定第2期に基づき、複数の学校施設の改築事業に取り組んでおりますが、令和11年以降に工事が本格化し、複数の工事が同時進行するため、施工体制など、計画の実効性確保が課題であるものと認識しておりますまた、工事費の増加や工事期間の長期化、入札不調や計画の見直しなど、建設業界の厳しい状況も踏まえ先般、建築工事を担う複数の区内事業者との意見交換を実施したところ、人手不足などの理由から複数の大規模工事に対応することが難しいとの声も寄せられました。

学校改築の着実な実施に向けましては区内事業者の受注機会を確保しつつも、区建築工事を担う事業者の裾野を広げることが必要不可欠であり、区外の建設業者へのサウンディング調査の実施とともに、計画段階から、より効果的な整備発注手法の検討など関係所管と連携して取り組んでまいります。

以上です。

田中政策経営部長私からは、公共施設計画関連2点ご答弁いたします。

公共施設を取り巻く環境については、建設費の上昇や国際情勢の変化による資材等の供給環境の不確実性が高まる中、限られた財源や執行体制のもと、従来通りの更新が困難になりつつあるものと認識しております。

区では、築年数を基本としつつ、複合化や集約化等を進めながら、計画的に施設整備を進めてきましたが、施設の利用状況や機能、地域地区の実情等を踏まえ、改築の優先順位を改めて整理し、対応していく必要があると認識しております。

例えば、奥沢駅周辺では、奥沢図書館の奥沢小学校への複合化も含めた公共機能のあり方を整理するとともに、千歳烏山駅周辺では、まち作りの進展や公共施設の配置状況等を踏まえ、効果的な施設整備を検討してまいります。

計画更新に際しては、施設の状態および地域特性等を踏まえた優先順位や複合化等を基本

とした整備の考え方を反映しつつ、区組織一丸となって、公共施設の課題認識を共有し、持続可能な公共機能の実現に取り組んでまいります。

次に、未利用国有地関連です。

国立医薬品食品衛生研究所跡地は、区内でも貴重な大規模未利用地であり、将来的に様々な公共目的や公益性の高い施設の更新整備に対応しうる貴重な土地と考えております。

今後の活用検討に当たっては、隣接する陸上自衛隊関連施設の移転も予定されているため、一体的な土地利用として、まち作りの視点を踏まえた検討をしていく必要があると考えております。

区としては、国の条件や今後の方向性を把握するとともに、区の行政需要や地域ニーズ学校改築や公共施設再編の視点も含め、区としての活用の有無や具体的な方針について検討を深め、時期を逸することなく、国に働きかけてまいります。

以上です。

どのした道路交通計画部長私からは道路整備につきまして防災機能強化の観点からどのように整備を進めていくかのご質問にお答えいたします。

せたがや道作りプランでは道路が持つ防災機能として、緊急輸送道路の拡充、避難のネットワーク化、延焼防止、消防活動困難区域の解消、防災拠点へのアクセス、消防活動のスペース確保などの役割を示しております。

現在区は骨格的な道路から、地先道路に至るまで、総合的な道路網の方針である。

本プランに基づき、各支所とも連携しながら道路整備を進めておりますが、近年、土地の細分化など、関係権利者の増加等による事務の複雑化に伴い、道路完成までの期間が長期化する傾向にあります。

引き続き補償説明等業務委託の更なる活用を図るなど、早期の用地取得に繋げてまいります。

また、気負いスポーツ逸することなく、用地を取得するために先行取得制度の充実に向けた検討を進めるとともに、土地収用法の活用も選択肢の一つとするなど、様々な対策を講じる講じることで、災害に強いまち作りに向けた道路ネットワークの形成を図ってまいります。私からは以上でございます。

川島高齢福祉部長に私からは予防医療の拡充認知症予防についてご答弁いたします。

認知症の早期発見早期対応のためには、医療機関等との連携による環境整備を通じて、診断前から診断後までの切れ目のない体制の構築を進めることが重要です。

今年度からは安心健やかセンターの介護予防教室や高齢者向けイベントにおいて、VRを活用した認知機能チェックの機会を提供し、身近な場所での気づきの促しと早期相談に繋げる取り組みを実施してまいります。

加えて、運動や栄養社会参加などを通じて日常生活の中で認知症に備えられるよう、介護予防の取り組みとも連動した施策展開も進めてまいります。

今後は、国の動向や新たな知見も踏まえ、医師会を始めとした医療機関等との連携を強化し、

早期発見早期対応の取り組みを、認知症への備えと備えの推進として、第10期高齢者保健福祉計画および第3期認知症とともに、生きる希望計画における重要施策として位置づけ、着実に展開してまいります。

以上です向山は世田谷保健所長まず1点目がん検診の推進にアナログの手法からデジタル技術の導入というお尋ねでございます国の進める医療DXに関しまして国は、令和5年度に自治体と医療機関等を繋ぐ情報システム開発し、医療費助成や予防接種、母子保健事業を対象として先行実施しています。

なお、がん検診分野に関しまして、令和11年度以降の段階的導入に向けて、令和8年度から健康管理標準準拠システムの導入が完了した自治体の中から公募し、実証実験事業を開始したところでございます。

国は医療機関が問診等の可能なアプリを導入し、個人情報保護担保しながら、確実に情報連携ができることなど、3年間の準備期間を見込んでいます。

区は、医療DX実施の前提となります。

健康管理標準準拠システムを令和9年1月から導入し、令和9年度より受信可能な検診の受診券を対象者全員に一括で送付する。

がん検診の新たな受診勧奨を実施します。

今後情報提供が予定される実証実験事業の結果や国の動向を注視しながら、マイナポータルを通じた問診票の送付など、医療DXを推進することで、より質の高いサービスと受診率の向上を図ってまいります。

次に、ウォーキングや階段利用の推進などによります健康増進の大充実でございます。

区では、健康せたがやプランにおいて、健康作り運動のキャッチフレーズ、健康せたがやプラス1の展開に加えて区民が自主的かつ合理的にまたは自然に健康に繋がる選択ができる。環境作りを進めることをリーディングプロジェクトとして位置づけて取り組んでいます。

これまで区のウォーキングマップを活用した、歩いて楽しいまち作りの推進など日常的健康行動を後押しする取り組みを、庁内関係所管等とも連携しながら進めてまいりました。歩行や階段利用のように、日常生活の中で無理なく取り組める運動は、働き盛り世代など時間の確保が難しいそうやデスクワークや運転など長時間剤での業務が中心となる職種の方にとって重要であると認識しています。

本庁舎における階段利用促進については、世田谷区庁舎案内情報発信計画に基づいて、デジタルサイネージを含めた階段利用促進の手法について、担当所管と調整し、取り組んでまいります。

私からは以上です。

山田学校教育部長私からは、児童生徒に多様な学びの機会を提供するための柔軟な制度設計についてご答弁いたします。

お話にありました多様な学びの機会を提供していくためには、学校の適正な規模や配置の他にも、庄少子化や地域社会の変化、また教育ニーズの多様化といった課題にも取り組まな

ければなりません。

ご指摘の小中一貫校につきましては、教育の連続性を高める観点からも有効な手段の一つでございますが、導入自治体における評価の他、焼酎が連携した指導を行う学び舎の取り組みの状況なども整理する必要がございます。

また、学校選択制につきましては、選択の幅を広げる利点がある一方で、特定の学校に希望が集中することや、地域との繋がり希薄化といった懸念もあることから区では行っておりませんでした。

今後は、これまでの地域を基盤とした教育との整合性を十分に踏まえなければなりません。こうしたことから、各取り組みの効果や課題を十分に見極めるとともに慎重な検討が必要と考えております。

以上でございます。

宇都宮教育総合センター長はい私からはデジタルデトックスについてご答弁をいたします。教育委員会では、フィルタリングやアプリの使用制限等の技術的対策に加えて、保護者向け管理アプリの導入やヘルプデスクなどの活用しやすい環境整備を進めております。

端末の使用時間についてです。

学校では各教科等の中で、端末の長時間利用が心身に与える影響について継続的に指導するとともにネットリテラシー情勢講座や啓発リーフレットを通じ、端末から意識的に離れる習慣作りを促しております。

個別の対応が必要な場合には、スクールカウンセラー等の専門職とも連携しております。

また、令和8年度のICT活用状況調査では、就寝前利用や睡眠への影響に関する項目を新設し、実態把握を強化するなど取り組みを一体的に推進することで、実効性を担保し、子供たちが健やかに学び続けられる環境整備を進めてまいります。

以上です。

杉中障害福祉部長私からは、医療的ケア児への支援についてご答弁いたします。

区は、世田谷インクルージョンプランの重点取り組みの一つとして、医療的ケア児者の支援を位置づけ、これまで各種の取り組みを進めてまいりました。

今年度からは、医療的ケア児の笑顔を支える基金を活用して、医療的ケア児が利用できる。障害児通所施設の新規開設を促すため、新たに整備費補助を始めたところです。

一方、国会では超党派議員連盟による医療的ケア児支援法の見直しに向けた動きがあり、報道等によれば、ご家族の負担軽減の観点から、学校等に通う医療的ケア児への支援体制の拡充等が検討されていると聞いております。

区としては、こうした国の動きも踏まえながら、医療的ケア児とご家族の状況やニーズの把握に努めるとともに、基金の更なる活用も含め、ご家族への負担軽減支援策の充実について検討してまいります。

以上です。

津田総務部長私からはやさしい日本語による公文書の作成についてご答弁を申し上げます。

区民向けの文書につきましては、誰にでもわかりやすい文章とするため、文書の内容に応じて、やさしい日本語の活用が有効であり、議員ご指摘の改善事例につきましては、大変優良な事例であったというふうに認識をさせていただきます。

区ではこれまで、やさしい日本語返還について、業務に応じて生成 AI を活用することや、主に外国人の方への対応を中心としたやさしい日本語の研修を所管部が行って参りました。今後はやさしい日本語の文章事務手引き追記をするとともに、機会を捉えて全庁への周知や文書関連の研修でも説明するなど、継続的に庁内での理解を促進を図り、やさしい日本語の活用に取り組んでまいります。

私からは以上です。

畠山真一議員 40 分間に 13 本の質問させていただきました。

いずれも前向きに攻めるというテーマで今年 1 年を得ていくということでの質問をさせていただきました。

区長の 3 人目の副区長の登用についてご答弁ありましたが、やはりまだ外から切り口の良き英断できる民間の登用を観お考えになられてるのかなという部分を感じる部分がありました。

灯台下暗しという言葉があります。

素晴らしい優秀な職員が区長の周りにはおります。

その中には、記録もあり、やる気もある素晴らしい職員がおりますので、そういった点を見極めるのも、区長の責務であると感じておりますのでそれがしいては区民の安心と幸せに結びついてまいりますので、こういったそういった観点からもお考えいただくことを要望いたしまして、自由民主党世田谷区議団の代表質問を終わらせていただきます。

以上で畠山真一議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質問を続けます。

公明党代表して、48 番松上仁議員議長、48 番松上仁議員今求められているのは、生活者を守る政治であります。

長引く長引く物価高騰やエネルギー、資材価格の上昇は、区民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしており、特に子育て世代、高齢者、中小小規模事業者からは先行きへの不安の声が数多く寄せられています。

こうした危機的な事態となっている今必要なのは、現実に困っている人に寄り添い、暮らしを支える具体的な政策を着実に前へ進める政治です。

我が党は、これからも現場第 1 主義、生活者目線を貫き、区民の命と暮らし、そして、地域経済を守るため、実効性ある提案を重ねてまいりますそれでは公明党世田谷区議団を代表して質問並びに提案をさせていただきます。

初めに、中東情勢に伴う原油部原油物価が高騰から区民生活を守る取り組みについて伺い

ます。

米国、イスラエルによるイラン攻撃やホルムズ海峡の封鎖による日本経済の先行きに対する不透明感から強まっています。

日本は原油輸入を9-9割をホルムズ海峡経由に依存しており、事態がさらに長期化すれば、経営地域経済や区民生活にも深刻な影響がおよびます。

4月以来意向次第資材不足原材料高騰、納期遅延が深刻化しており、全国建設業協会は先月、イラン情勢の影響で、ナフサを原料とする建築資材の供給不足で、工事の中止や遅延が避けられない状況も発生しているとして政府に対して公共工事の実勢価格の調査頻度を引き上げ設計変更や価格転嫁を適切に実施することなどを緊急要望しています。

我が党は、中東情勢に伴う原油高などの影響について、4月に緊急調査を実施し、仕事や生活への影響実態など1万2000件以上の声を聞き取り、政府に要望しましたが、政府は、ナフサ以来の化学製品の供給は歳を超えて継続できると表明しています。

しかし昨日までに国交省に寄せられた。

石油関連製品の供給の滞りや目詰まりに関する相談数は9500件にも上り、生活現場でも品薄値上げが続き、国民の実態との乖離が目立っています。

区内事業者からも、材料費高騰や資材不足により工事継続が困難との声も寄せられ、事実、世田谷消防署上北沢出張所改築工事では8月竣工予定でしたが、白樫剤が入らず、当面3ヶ月の工事延長が決定するなど、重要な公共インフラにも影響を及ぼしています。

こうした状況を受け、我が会派は先月、25日、国の対応を待たず、区民や区内事業者に対する区独自でも支援を行うよう、区長へ緊急要望しました。

そこで3点質問します。

1点目に公共工事においては、資材価格高騰や納期遅延が生じており、工期延長やスライド条項の適用について、事業者が相談できる環境整備も要望しましたが本日から、区ホームページの種での周知を開始したとことを評価していますその上で、事業者からの求めに応じ、迅速に、工期や予定価格の見直しを行い、さらに、建築、電気、機械の発注時期をずらす同一案件スライド発注方式を導入するなど、実態に即した対応を講じるべきと考えますが区の見解を伺います。

2点目に、こうした危機的状況のときこそ産業振興公社の存在が極めて重要と考えます。深刻な状況に追い込まれている中小小規模事業者の実態を把握し、経営相談、資金繰り支援、返済期間の延伸や無実質無利子無担保融資、借りかえ支援など、今こそ徹底して支援策を講じるべきと考えますが、区の見解を伺います。

3点目に、区民の生活現場への支援です。

国の経済対策を待つだけでは急激な物価高騰に区民生活が耐えられません。

区としてせたがやPayに10%ポイント還元など、独自の生活支援策を講じ迅速に講じるべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、新たなエネルギーへの転換について伺います先日、会派で、株式会社ユーグレナを訪

問し、次世代バイオディーゼル燃料の取り組みについて学んでまいりました。

特に注目したのが、東京都の支援事業を活用し、使用済み食用油などを利用、現状とした。

バイオディーゼル燃料、東急バス世帯営業所の 65 台に使用する取り組みです。

同社の燃料は従来の軽油と比較して CO2 排出量を 51%に削減できるだけでなく、既存のディーゼル車両や給油施設を改修することなく使用できるという大きな特徴があります。

さらに路線バスという公共交通機関において長期間大規模に使用することで、新燃料に対する利用者や事業者の不安を不安感を払拭し、社会的信頼の醸成も見込まれ、国が進める非化石エネルギー導入の方向性等も整合しており、脱炭素を進める上で、源氏現永源寺現実性と即効性を兼ね備えた有力な選択肢ですこうした先進的な取り組みが区内で行われていることは大変意義深い意義深いものと考えますそこで2点質問いたします。

一点目に、我が党はこれまでも、脱炭素化を進める上では、EV 化や水素活動のみならず、既存車両を有効活用できる次世代バイオ燃料の導入も重要な選択肢であると訴えてまいりました。

特に特殊部では車両更新や設備整備に時間とコストを要する中、既存で入れる車を活用できる燃料は現実的な移行手段として有効であると考えますが、区の見解を伺います。

2点目に、ユーグレナ社は2028年に新たな製造プラントを稼働させ、日本国内向け供給量を拡大する計画です。

安定した供給体制の整備が進めば、次世代バイオ燃料の使用は現実味を帯びてくるものと考えます。

そこで清掃関連車両を始めとする空関連車両において、次世代バイオ燃料活用の可能性を調査研究し、東急バス株式会社にご協力をいただき、こういう車の一部で試験的に運用するなど、導入に向けた検討を進めるべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、住宅宿泊事業、いわゆる民泊と、旅館業への対応について伺います。

インバウンド需要の急増に伴い、特区民泊を導入している大阪市などでは、深夜の騒音やゴミ出しなど、近隣住民とのトラブルが深刻化しています。

当区においてもルールを守らない悪質な民泊施設による苦情は増加傾向にあります。

加えてマンション開発後に民泊事業者が建物を取得し、建物全体をホテルのように運用しながら、管理者が常駐しない施設も見受けられ、地域トラブルの要因になっていきます。

さらに旅館業法では、学校や保育園などの児童福祉施設、図書館などからおおむね100m以内の施設を消せ施設を設置する場合、関係機関へ意見照会を行い、その意見を踏まえた対応が求められていますが民泊についてはそのような規定はなく、周知のみで営業が可能となっています。

また近年では営業日数制限のない旅館業へ切り替える業者も増えており、旅館業では、住民周知が義務付けられていないため、不特定多数の方が出入りする施設が突然営業開始するケースも生じています。

こうした状況を受け、23区でも既に7区が家主不在型や平日営業への制限説明会開催の義務化など住環境を守るための対策を講じています。

また旅館業で使用する建物は住宅から特殊建築物や用途変更されるため建築基準法や東京都建築安全条例への適合が求められます。

しかし第1回臨時会での無人管理、旅館業申請の再検討を求める陳情の審査では、建物の登記建物が東京都建築安全条例への適合確認が十分行われなまま保健所が旅館業許可を行うことが明らかとなりました。

これは住民のみならず、宿泊者の安全確保の観点からも看過できない問題であり現行の確認許可体制には課題があり、実効性あるチェック体制を見直す必要があると考えます。

そこで3点質問いたします。

一点目に、品川区でやり、民泊や旅館業を始める業者に対し、旅館として使用する建物は、塗色特殊建築物として、建築基準法や東京都の建築安全条例への適合が必要であることを明示し、事前相談を実施しています。

また墨田区では住民や事業者からの相談窓口を外部委託することで、保健所が監視指導業務に注力できる体制を整えております。

区においても事業者への適切な助言指導や監視体制の強化を図るため相談指導体制を見直すべきと考えますが、区の見解を伺います。2点目に世田谷区住宅宿泊業の適正な運営に関する条例の改正について伺います。区では住居専用地域のみで平日の営業を制限していますが他区の取り組みでは、平日営業を認めず。

苦情が多く寄せられる家主不在型を実質禁止とするなど、規制を強化しています。

区としても、ビジネス目的の参入抑制や住環境保全の観点から営業部や家主不在型施設への制限強化など、条例改正を含めた制度の見直しが必要と考えます。

合わせて、スプリンクラー設置義務のない施設において、火災時の避難に行き課題がある。行き止まり道路や集合住宅の建築が禁止されている畑田うちなどについては、立地条件に一定の制限を設ける必要があると考えますが、区の見解を伺います。

3点目に明民泊施設から排出されるゴミは事業系ゴミとして適切に処理されるべきですが、実際には家庭ゴミ集積所へ回収日以外に配置されるなど、地域トラブルが発生しています。こうしたルールを違反送り、ルール違反を繰り返す悪質な事業者に対しては改善命令だけでなく、明確な基準を設け、業務停止や罰則業事業者公開など、実効性あるペナルティを設けるべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に縦割り行政の解消について伺います。

行政課題が複雑化する中、専門性を高める必要がある一方で、それが縦割り行政の弊害に繋がらないよう、組織横断的に機能させる必要性はより増しています。先に申し上げた通り、旅館業の営業許可においては、保健所が宿泊者の衛生管理や高田耕三機設備基準を確認する一方、歳計都市整備部門と連携し、建築基準法や東京都建築安全条例など、建築物自体の安全性まで確認する仕組みにはなっていません。

結果として例え建物に課題があっても営業許可が出される運用となっています。

また、産業振興公社が実施する経営相談については区内事業者を対象としているにも関わらず、保育や介護などの福祉関連の事業者は、各所管で補助金活用などの経営支援を行っています。

福祉関係、福祉所管は、国や東京都の補助制度には精通していても、経営改善に関する専門的ノウハウを十分に有しているとは言えません。

人材確保が厳しさを増す中、福祉関連事業者の中には、業務改善に取り組みたくても、着手できない事業者も多く、所管ごとの縦割り対応では限界があり、横断的な支援体制転換が急務です。

こうした縦割り行政の課題を解消し、各部門の専門性を生かしながら、組織横断的に区民本位の行政運営へ転換すべきと考えますが、区の見解を伺います次に、稼ぐ公共の推進について伺います。

我が党はこれまで一貫指定公共施設や公有財産を維持するだけの発想から転換し、地域の魅力向上や持続可能な施設運営に繋げる、稼ぐ公共の視点を求めてきました。

具体的にはパーク PFI の導入、指定管理性、吉正管理者制度の活用、スポーツ施設の魅力向上、さらには公共空間を活用した創業支援などを提案してまいりましたしかしながら区の答弁では、研究検討をお願いという段階にとどまり、区民サービス向上と持続可能な施設運営を両立する具体的なビジョンはいまだ十分に示されているとは言えません。

しかしながら一方、兵庫県立芸術文化センターでは、世界的指揮者、佐渡豊氏の芸術笠戸豊詩央芸術監督に迎え、質の高い自主公演などにより、遠方からも来場者を呼び込んでいます。また、民間ノウハウを活用した柔軟な運営により、年間約 50 万人が来場。

施設利用率は約 98%と非常に高い水準を維持し、利用料主利用料金収入は約 4 億円。

それに加え、関連消費の拡大にも繋げ、これまでの社会便益便益効果は 113 億円にもおよび、奇跡の劇場とも呼ばれ、地元から愛されるパブリックシアターとなっていますさらに稼げる公共として、若者向けの講演など若者向けの講演の充実など、40 代以下の来館者数増を目指し取り組みをされています。

これは単に施設整備にとどまらず、人を呼び込む魅力あるコンテンツと地域経済消費が循環する仕組みを一体に構築したことが、地域価値向上に繋がった好事例と考えます今後、国立医薬品食品衛生研究所や陸上自衛隊大賀駐屯地などの大規模公有地については、取得も視野に入れながら、文化スポーツ防災賑わい創出機能を融合した、稼ぐ公共空間として整備すべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に児童館の開館時間拡充について伺います。

現状多くの児童館では 18 時以降のや、日曜祝日が閉館となるなど、十分に活用されていませんしかしこの時短時間帯こそ中高生世代の居場所ニーズが最も高まる時間帯であります。居場所とは相談の有無に関わらず誰もが利用でき、大人から過度に干渉されない何かを求められない場所だと考えます。

そうした場所が不足しており、新たに場所をつくるのではなく、各地区にある児童館がその機能を担うべきであり、中高生も集えるよう、休肝日を減らし、18時以降も開館するよう再三求めてまいりました区は児童館は児童相談所や子供家庭支援センターとともに、子供の子供たちの命や健康生活を守るも生活などをを守るセーフティネット機能の役割を果たしており、区が運営を担うべきだと説明する一方で、人材不足を理由に、開館時間延長には消極的であり、夜間運営や児童館所若干運営を児童館職員ではなく、地域人材や団体に委ねる取り組みを進めています。

このような特定の子供たちを対象にした取り組みは改め指定管理者が先進的な取り組みを進める札幌市のように、中高生世代が自主的に、主体的に挑戦できる。

やりたいことができる児童館へ転換すべきと考えます。

児童館運営を区で担うとのこれまでの方針を改め、夜間運営や児童相談所等の等との連携は、区職員が担い児童館運営は民間に委ねることも検討すべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に世田谷区におけるDX推進策について、三つ二つの観点から伺います。

第1にこの4年間におけるDX推進の総括についてです。

この度松村副区長が任期満了によりご退任されました。

頭軸として初となる民間企業からの登用であり、前例踏襲や予防調和に予定調和に陥りがちな組織風土を刷新し、区民サービスの向上や職員の働き方改革を進めることに大きな期待が寄せられていましたしかし、区民が十分に変化を実感できる状況には至っていないと言わざるを得ません。

一方、本年2月には、世田谷区DX推進方針バージョン2.1も策定され、リデザイン世田谷とうたって三つの方針と具体的な取り組みを加速させる方向性が示されました今後発足した。

DX推進委員会が、庁内横断的な推進力をどこまで発揮できるかが重要になります。

そこで2点質問いたします。

一点目に、世田谷区のDXが目指すGXが目指す姿をどのように実現していくかについてです。

DX推進方針 Ver. 2.1に示された三つの方針を実行するためには、人、物、金の拡充確保が不可欠です。

しかしこの数年間、DX関連予算は横ばいが続いており、区としてDXを最重要課題として推進する姿勢が十分伝わってきません。

今後は工程表だけでなく、必要となる人材システム投資財源を含めた具体的なロードマップを示すべきと考えますが、区の見解を伺います。

2点目に区役所、組織内にある職場風土の転換についてです。

依然として前例踏襲、紙中心の業務、手作業による事務処理など旧来型の業務慣行が色濃く残っているように感じます。

また、区民からの問い合わせや苦情を過度に懸念し、区役所内部には依然として改革をためらう組織風土が残っているのではないのでしょうか。

我が党が再三訴えているように、人にしかできない仕事に集中できる環境をつくるために DX による業務効率化を進める必要がありますそれによって区民の利便性が向上し、職員の負担軽減に繋がります。

今こそ強いリーダーシップのもと、改革を前に進めるべきです。

区長の決意を伺います第 2 に中小小規模事業者への DX 推進についてです。

日本の生産年齢人口は 2020 年 7406 万人から 2040 年には 5978 万人に減少すると予測されています。

人手不足が深刻化する中、人にしかできない業務や人的資源を集中させる器支店は今後ますます重要になりますそうした中、区内中小企業小規模事業者における DX 化への取り組みは喫緊の課題でもある一方で、日々の業務に追われ、何から始めてよいかわからないという声も少なくありません。

このような中、墨田区では今年度、区内中小企業に向けたデジタル技術活用支援補助金を創設し、業務氷業務効率化生産性向上のため業務デジタル化に取り組む場合の経費の一部を補助する事業を開始しました。

DX の推進は単なる業務効率化にとどまらず、コスト削減による利益率の改善、新たな商品サービスの創出、変化や競争に強い経営体制への転換など、多くの効果が期待されますだからこそ自治体が積極的に伴走支援を行わなければ区内事業者の DX 化は進まない状況にあると考えますそこで 2 点質問します。

1 点目に、昨年第 3 回定例会代表質問にて提案しました。

佐賀県立産業スマート化センターの事業例を引用し、改善すべき点があるとの質問に対し、具体的な取り組みを検討するとの答弁でした。

その検討状況について伺います。

2 点目に、墨田区は支援事業として補助制度を創設しましたが、補助金だけでなく、何から始めてよいか何何から始めればよいかわからないという段階から相談導入支援人材育成まで含めた伴走型支援体制を構築すべきと考えますが、区の見解を伺います。

次にマイナンバーカード発行業務について伺います。

2016 年の交付交付開始以来、我が党はこれまで、マイナポータルを活用した各種行政手続きのオンライン化や区医療、税情報確認など、スマートフォンで完結できる利便性向上を進めるためマイナンバーカードの普及促進を突くに再三求めてまいりました。

しかし区の報告によれば、令和 8 年 3 月末時点のマイナンバーカードの保有枚数率が国 82.1%、東京都 80.3%に対し、世田谷区は 77.4%と、国や都の平均を下回っていることが明らかになりました。

また東京都では、行政手続きのデジタル化を進めるために、本年 2 月より東京アプリとマイナンバーカードの連携を開始しており、今後更なるカード活用の重要性は高まります。

そのような中、区民からは新規にマイナンバーカード申請をしようとしたが、申請窓口の予約が取れず、4ヶ月経っても報告されず困っているとの声が多く届いており、マイナンバーカード発行業務の遅れが区民の利便性を損ない、行政デジタル化推進をせかせとなくなっています。

今般区は、申請数に対し法公布数が間に合っていない状況を改善するために、対応策を示しましたが、不十分と言わざるを得ません。

そこで3点質問いたします。

一点目に、申請数に対し交付枚数が下回る状況となった原因について区の認識を伺います。

2点目に、区の対応策案では、交付までに4ヶ月以上かかる状況を改善するために発行体制を強化するとしていますが、目標が示されていません。

国が示す標準的な交付期間は1から2ヶ月程度であり、区民目線に立てば、その水準を目指すべきです。

区の見解および改善策を伺います。

3点目に、今後93万区民が区民の大半が、マイナンバーカードの更新時期を迎えることを考えれば、現在の区民窓口や出張所業務との兼務では限界があります。

円滑かつ地へ伝ええない対応を整え担える戦艦窓口を設置し実態に即した人員と機材を整備し、抜本的に強化すべきと考えますが、区の見解を伺います次に予防医療の促進推進について伺います。

予防医療とは定期的な健康診断や生活習慣の改善などを通じて、疾病の早期発見、早期対応を促すとともに、日々の健康維持を目的とした取り組みです。

日本では9着、急速な高齢化に伴い、医療費や介護費が年々増加しており、国は、予防医療を推進することで、1人1人の健康寿命を延ばすとともに、医療費や介護費の削減を目指しています。

我が党は特定健診やがん検診の受診率向上について、従前より様々な提案を行ってきましたが、国が第4と第4期特定建設、健康推進健康診査等基本方針で掲げる。

受診率60%以上に対し、区の特定健診受診率は、令和7年度で35%にとどまっており、がん検診についても、受診率の伸び悩みが課題となっていますこうした中、東京都は今年度より、女性特有のがんである子宮頸がん。

乳がん検診の受診率向上を目指し、東京ポイント2000ポイントを付与する女性のがん受診次、女性のがん検診受診応援事業を開始します区においても国民健康保険健康ポイント事業を実施していますが、現状の取り組みだけでは受診率向上には限界があり、行動変容に繋がる実効性あるインセンティブ政策が必要だ、必要です。

そこで2点質問します。

一点目に、大腸がん、胃がん肺がん検診などがん検診の独自メニューを拡充し、せたがやPayポイントを付与するなど、受診率向上を強化すべきと考えますが、区の見解を伺います。

2点目に、特定健診については、受信だけでなく、数値改善など健康行動の毛結果に応じた

ポイント付与も有効と考えますが、区の見解を伺います。

次にワクチン接種の勧奨について伺います。

新型コロナワクチンについて、世界保健機構は2020年12月からの1年間に新型コロナワクチンアーク新型コロナウイルス感染者、感染症による死亡を1440万人防いだと推計しました。

我が国においては新型コロナワクチンが導入していなければ、2021年2月から11月の期間の感染者数は13.5倍、死亡者数は36.4倍に上ったと推定しています。

新型コロナウイルスの感染法上の位置付けが2類相当から5類に引き下げられてから3年が経過しましたが、死亡率死亡者数は2023年が約3万8000人、2024年も約3万5000人と高止まりしており、同じ5類に位置付けられる季節性インフルエンザの約15倍というデータもありますさらに死亡者数、死亡者の79%が80歳以上であり、新型コロナウイルスは、高齢者基礎疾患のある人にとって、いまだ危険な感染症となっています。

また、医療機関や高齢者施設等の集団感染も現在も脅威となっており、東京都では昨年度だけでも1036件発生していますさらにはワクチンの効果について接種から2年以上間隔が開くと、人工呼吸器装着を伴う重症入院や死亡リスクが高まることもわかっています。

感染症や受重症化を防ぐ上で、新型コロナワクチン接種の重要性は変わらず大きいものの2024年度の主接種率は45%の見込みに対し25.5%と非常に低い数値となっています。

そこで2点質問します。

1点目に、リスクが高い高齢者基礎疾患のある人に対し、ワクチンの有効性や必要性について改めて丁寧な周知を行い、接種勧奨を強化すべきと考えますが、区の見解を伺います。

2点目に、特別区でも港区など六つの自治体で、定期定期接種を無料化しており、海外でも高齢者向けせ、無料接種が継続されています。

重症例重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方が経済的理由で接種をためらうことがないように、コロナワクチン接種の無料化を検討すべきと考えますが、区の見解を伺います。

最後に、旧玉川高校跡地の活用について伺います。

同跡地は玉川地域の将来を左右する極めて貴重な重要な公共資源であり、我が党はこれまで、この地に、図書館、児童館、青少年交流センター、温浴施設。

多様な学びの場などを一体的に整備し、多世代が交流できる地域拠点として活用すべきと提案して参りました特に高齢化の進展や不登校やひきこもりへの対応、子供若者の居場所不足地域コミュニティの希薄化など総合的な課題が顕在化する中で、施設を個別整備するだけでなく、世代や分野を横断した複合型公共拠点へと公共拠点へ転換することも求めてきました。

特に、野毛青少年交流センターの移転に当たっては、単なる機能移転ではなく、宿泊機能や温浴機能を含めた青少年育成、地域恐竜交流拠点として再構築すべきと考えます。

温浴施設は高齢者にとっても健康増進に魅力地域コミュニティ形成に加え災害時の衛生環境確保という危機管理の観点からも欠かせない機能でありますさらに、令和元年東日本台

風第 19 号では、この地域は、浸水被害が発生しており、雨水貯留施設など、治水機能の整備は待ったなしの課題です。

しかし、都有地であり、活用を具体化するには、区が背負う雷ビジョンを明確にした上で、主体的に東京都との協議を進めることが不可欠です。

整備機能や、工程が曖昧なままでは、地域にとって極めて重要なまち作りの機会を逸するおそれがあります仮庁舎が仮庁舎が終了する時期を見定め、教育、子育て、防災、健康増進、他世代交流を融合した地域拠点として、旧玉川高校跡地の将来ビジョンと整備工程を明確に描き、東京都との協議を前進させるべきと考えますが、区の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

保坂区長津波議員にお答えをいたします。

頼り行政をいかに横断的に繋いでいくのかというお尋ねでございます。

行政組織には制度役割に応じて互いに分業することで専門性を高めて、責任の所在を明確にするなど底の合理性があるとの認識しております。

ただ一方で、行政課題がこんにちのように複雑複合化していく中で、所管部や法制度等の枠組みによってはこの連携が十分図られず区民や事業者にとって大変わかりにくく、また対応がうまく上谷中あたりが不整合が生じるなど縦割り行政の解消の課題が顕在化していく時代に入っていると受け止めております。

とりわけ、今回の資源機器や以前の新型コロナウイルス感染症の流行等、大変深刻な事態に関しては、全庁的な体制をとる本部を設置しております。

今後はさらに各所管部が守備範囲を広く構え、主体的に連携することによって、分野横断しながら対応の実効性を高めていく必要がございます。

ご指摘のような核政策課題について、各部門の専門性を生かしながら、横繋ぎをしました DX のをトランスフォーメーションの部分いわゆる仕事の仕方の変容を X を進展させながら区民本位の行政運営に取り組んでいく決意でございます。

次に、この DX についてのリーダーシップについてのお尋ねでございます。

DX は、区民サービスの更なる向上と持続可能な区政運営、また区政改革を実現する上で大きな柱となる取り組みであります。

前例踏襲や、旧来の慣行を刷新し、職員が人にしかできない仕事に集中していくことができる環境を築くことが求められていると考えています。

区では今年 3 月公表の世田谷 DX ロードマップに基づいて区民サービス向上や業務改革等推進していますが、議員お話しの通り、改革を着実に強力に進めていくためには、経営資源を必要な分野に集中して投じる必要があると認識しております。

これまで区は、デジタル化基盤を整えていくことに注力いたしまして新庁舎一部移転そして大きなハードルがあった標準化等、数々の難関を乗り越えてきました。

DX は、区民の暮らしを豊かにし、区の未来を切り開く原動力の一つであると考えており私自身がしっかりと先頭に立ってリーダーシップのもとで職員とともに、区民の皆様さま

に成果をを実感していただけるよう組織改革や横繋ぎの情報共有。

その DX の X の部分の大改革を進めて参ります。

特に区民にとって実感できる改革についてですが、区民が癖を巡る様々な情報アクセスまた、各種の手続きがわかりやすく、操作性に優れ、一体的に推進することをこれを指して DX の X に当たるトランスフォーメーション、仕事のあり方の変容をしっかりと実現する結果、区民目線に立ち、そして実感できる改革を実現するべく、人材資源も全力で投入してまいります。

以上です。

中村副区長私から 2 点ご答弁いたします。

まず、民泊と、旅館業への対応についてです。

現行の旅館業法では、旅館として使用する建物が建築基準法や都の建築安全条例に適合しているかどうかは、旅館業の許可要件とされていません。

区といたしましては今回の陳情の事例を踏まえ、近隣にお住いの住民はもとより、宿泊者の安全を確保する観点から、旅館として使用する建物の方適合性を事前に確認する必要性を再確認したところで再認識したところです。

今年度から保健所において、旅館業および住宅宿泊事業の申請受付や事前相談業務に民間事業者を活用するとともに、建築部門を始め、庁内関係所管と連携し、建築基準法や都の安全建築安全条例への適合性を含めた事前の指導助言体制を強化いたします。

合わせて、区の専門職が監視指導に注力する体制として再構築することにより、事業者の適正な運営と区民が安心して暮らすことができる住環境の確保に取り組んでまいります。

次に旧玉川高校跡地の活用です。

旧玉川高校跡地につきましては、これまでも議会から様々なご提案をいただいているところです。

議員お話しの多世代が交流できる機能や、雨水貯留施設なども重要な視点と考えており、区としては幅広い世代が平時および災害時に利用できる地域拠点としての活用が求められているものと認識しています。

また野毛青少年交流センターについては、両老朽化等の課題があるため、当該地移転先の一つとして検討しております。

本施設には宿泊や浴室等の機能もあり、検討に当たっては必要機能の具体化を進めて低いく必要があります。

現在土地所有者である東京都において、当該跡地の活用方針を検討していると聞いております。

区といたしましては分庁舎機能の移転や課題等を踏まえ、基本的な考え方を取りまとめた上で、東京都へ要望し、協議を進めてまいります。

以上です。

清水副区長私からは 3 点ご答弁申し上げます。

初めに区内事業者支援についてです。

これまでも、原材料費やエネルギー価格の高騰が続いていたところ、今般の中東情勢の緊迫化により、中小事業者の経営環境は一層厳しさを増しており、区内産業を支える産業振興公社の役割は一層重要性を増してきております。

同行者では中小企業診断士による総合経営相談を実施し、資金繰りや経営改善、補助金活用等の相談を受けながら、必要に応じ、伴走型支援も行っており、5月11日から総合経営相談の相談枠をさらに各補充し、支援体制強化を図りました。

また、以前より多くご利用いただいている。

低金利の融資あっせん制度についてつきましても、今後の融資需要増に備えた補正予算案を提出しているところです。

区といたしましては、今後とも、相談対応等により把握した事業者の声を踏まえて新たな融資あっせんの創設を検討するなど、産業振興公社と緊密に連携して区内事業者の経営支援に取り組んでまいります。

次に、区民への生活支援についてです。

区では4月に終了した。

物価高騰対策から切れ目なく最大3%ポイント還元を実施し、さらに区民認証やリピーター応援によるポイント付与も合わせ、区内事業者および区民生活を支える支援を継続しております。

一方、東京都区部の5月の消費者物価指数は、食品指数が前年同月比で4.1%上昇するなど、生活必需品の値上がりは継続しており、さらに中東危機に伴う石油関連製品の供給制限や価格高騰は、区内産業および区民生活に影響を及ぼしており、今後も続くことが想定されます。

せたがや Pay のポイント還元は、物価高騰対策として一定の効果が期待できます。

国の補正予算など財源の状況を見極めながら、ご提案を踏まえて、せたがや Pay による消費支援策を検討してまいります。

3点目は、世田谷区におけるDX推進策についてです。

松村副区長からこの6が6月よりバトンを受け取り、私がDX推進担当部を所管することとなりました。

この4年間で民間企業に比べて相当遅れていた世田谷区のデジタル環境が徐々に整い、職員も環境の変化を実感し、働き方改革も進み始めたもののいまだ道半ばで、DXの成果が十分に区民の皆様に還元できていない状況であると認識しております。

一方、変化も始まっております。

都市整備領域では、行政手続きのオンライン化を今月から施行し、来春の本格導入を目指しております。

また別の領域では、オンライン申請を一部導入し施工した後、職員が人にしかできない仕事に注力するため、オペレーション自体を見直し、来週の区民サービスの向上に向け、今まさ

に X に取り組んでいる部署もごございます。

今後は、区民の意見をお聞きしながら、世田谷 DX ロードマップに基づき、更なるデジタル窓口の拡充生成 AI を的確に活用し、業務効率化できる DX 人材の育成を初め、DX 推進を加速させるために必要な予算措置をしっかりと講じ、成果を区民の皆様維持実感いただけるよう全力で取り組んでまいります。

以上です。

青木施設営繕担当部長。

私からは中東情勢に伴う公共工事への対応についてお答えいたします。

中東情勢に伴う資材の価格高騰や納期遅延に関して、区内の工事施工者から切実な現場の状況を伺う中で区は公共工事の円滑な進捗に向け工事施工者の不安解消に努めることが不可欠であると認識しております。

そのため、物価動向や市場における最新の実勢見積もり等を踏まえた予定価格の算定および契約後に工事施工者の席によらない事情により、資材等の納期遅延などが生じるおそれがある場合には、速やかに協議を行い、工期延長等による必要な工期の確保や経費を計上するなど、適切に対応してまいります。

また、通常県改築工事においては、初期段階で、建築、電気、機械の時間の調整が必要となることから、発注を同時期としておりますが引き続き、技術者不足の解消や経費削減および適切な資材の調達期間の確保など各業種別の状況を考慮した発注時期とすることにつきまして検討してまいります。

以上です。

秋山環境政策部長私より新たなエネルギーへの転換について 2 点ご答弁いたしますまず、次世代バイオ燃料の導入における区の見解についてでございます。

各事業者による脱炭素化に向けた技術開発は日進月歩であり、ご提案いただきました。

バイオディーゼル燃料は既存のディーゼルエンジンをそのまま活用でき、CO₂ を大幅削減できる。

先駆的な取り組みであると認識しております。

また住宅都市という性格を持つ世田谷区において様々な資源を循環させ、それを安定的に区民に供給していくという視点からも、使用済みの食用油の再利用という持続可能な地域の資源循環を具現化しており、大変示唆に富んだ取り組みでございます。

こうした取り組みを区内に広く普及させるためには自社敷地内への専用の給油タンクの設置など、様々な課題を把握し、解決していく必要があります。

今回このような課題を把握しておりますが今後、脱炭素および資源循環を両軸といたしまして、技術の進捗や社会上動向を注視し、脱炭素化を目指し、現実的な取り組みを進めてまいります。

次にこういう車の一部での試験的な運用とのご提案についてでございます。

脱炭素化を進めるに当たり、事業者とは連携はもとより最新技術の率先的な導入等、その可

視化は非常に重要なことでございます。

また、このような中、区内最大の事業者である区役所としての率先行動は最新の技術の理解浸透や区民の方への資源循環の普及啓発や脱炭素に繋がる行動変容に繋がるためにも重要であると認識しております。

ご提案の次世代バイオ燃料活用の可能性につきましては対象の公用車や、何より相手事業者との協力連携が必要でございます。

今後、該当事業者との連絡調整を始めるとともに今回の取り組みを、運輸部門の脱炭素化に関する先進的取り組みとして、区から情報発信を行うなど、地域全体の脱炭素化に向けた機運醸成へと繋げてまいります。

私からは以上でございます。

向山世田谷保健所長カラーは所管の5点につきまして順次お答えを申し上げます。

まず民泊と旅館業法に移管する条例改正についての見解でございます。区は5月から協議会において、外部有識者等からご意見を伺い、区民の安全安心と静穏な住環境の確保のため、条例等の改正の検討を開始いたしました。

旅館業法に基づき、区は、許可申請のあった旅館の近隣にある学校等へ意見照会を行い、聴取した意見を地域での矯正のために事業者伝えております。

住宅宿泊事業には、意見照会の仕組みはありませんが事業者が地域住民等へ事前周知や意見を伺うことを条例に定めることは意義があると捉えています。

また、住宅宿泊事業は、通常の住居を活用する事業であることや、住宅宿泊税を処方6条に基づく防火等の措置が義務付けられていることや、既存の事業者がいることから、事業が実施できる区域期間、立地条件への制限については慎重に検討していく必要があると考えております。

常にルールを守らない宿泊事業者への罰則規定についての見解でございます。

住宅宿泊事業法第15条で住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、業務の運営の改善に必要な措置を取るよう命ずることができると定められております。

業務改善命令に従わない場合には、法16条で、段階的に業務停止命令、業務廃止命令を命ずることができる方の第6条に罰則第6章に罰則の規定もございます。

これまでに区では、これらの命令の発出はありませんが、不適正な運営を行う住宅宿泊事業者に対しては引き続き、法令に基づき、厳しく指導していくとともに、各所管ごとの法令に基づく指導についても、関係所管と連携、協議を重ねながら、効果的な指導のあり方について検討してまいります。

次に、胃がん検診の受診者にせたがやPayを追う。

ポイント付与してはというご提案でございます。

健康管理は主体的かつ継続されることが大切であり、がん検診の受診においても、正しい情報をもとに、受診の利益と不利益を含めて自らが考え、受診の選択をする機会と捉えていま

す。

受信に対してインセンティブが目的化する問題や行動科学の観点において、健康政策に関する個人のインセンティブの付与は効果に関する科学的根拠が全国的にも乏しく、継続性の問題もあるため、がん対策推進委員会などで慎重に検討する必要があります。

令和 9 年度から開始する新たな受診勧奨により対象者全員に受診可能な全ての受診券を送付し、受診しやすい環境を整えるとともに、がん検診の重要性の周知啓発等を充実させ、同様の方式を導入している先行区などを参考にしながら受診率の向上を目指してまいります。次に、新型コロナウイルスワクチンの接種乾燥の強化でございます。

新型コロナウイルス感染症は高齢者や基礎疾患等により免疫力が低下している方では依然として重症化リスクが高く、季節性インフルエンザ等に比べて死亡率も高いことから、区民への普及啓発とワクチン対策の継続が必要です。

このワクチンは重症化予防に有効であることから、予防接種法上の定期ビール疾病として位置づけられており、本人の判断、意思が尊重されます。

そのため区では、過度な感想は控えつつも、インフルエンザワクチンの予診票と同府同封することであわせて周知を行うなど、接種機会の確保と理解促進に努めています。

区は地区医師会と連携して、かかりつけ医との相談を推奨し、安全性有効性に関する正確な情報提供による接種環境の整備に努めてまいります。

私からの最後でございますが新型コロナウイルスワクチンの無償無償化についての見解でございます。

本ワクチンは B 類疾病の予防接種人魚位置づけられていることから、主に個人の発想や重症化の予防を目的とし、本人の希望に基づいて接種されるものです。

また定期接種のワクチンは、東京都、東京都医師会、特別区から構成される。

共にタイでの協定の上、相互乗り入れ制度により実施されています。

そのため、費用負担のあり方については、事業の継続性や受益と負担の公平性といった観点を踏まえて慎重に検討する必要があると認識しております。

区といたしましては、国や都の制度や財政支援の動向等を注視しながら、総合的に判断をしております。

私からは以上です。

田中政策経営部長私からは、公共施設関連ご答弁いたします。

区では、公有財産を活用し、歳入確保や地域の魅力向上に繋げていく、稼ぐ公共の視点は重要であると認識しており、これまでもこういう時に条件付きで、民間活力を誘導し、歳入確保と保育園整備を両立させる取り組みなど財産の有効活用を進めてまいりました。

お話の当該地は、区内でも貴重な大規模未利用地であり、活用に当たっては、行政課題や地域、地区の特性などを踏まえ、全区的な視点から検討を行うことが重要であり、ご提案の文化、スポーツなどの機能を融合する視点もその一つであると考えられます。

区としては、引き続き、土地所有者である国の動向の情報収集、情報収集を行い、区の行政

需要や地域ニーズなどを踏まえながら、区としての活用の有無の他に、ご提案の視点も含め、当該地を生かす具体的な活用案について検討してまいります。

以上です。

松本子供若者部長私からは児童館の夜間運営等についてご答弁いたします。

児童館は居場所機能にとどまらず、日常的な関わりの中で、子供たちの様子や状況の変化を察知し、必要に応じて関係機関と連携した福祉的対応を行うなど、親睦も含め、児童相談行政における地区の中核としての役割を果たしております。

子供のセーフティネットの 3 層構造は、児童相談所もつくが、公的責任のもとで担うことが基本であると考えております。

その上で、区は中高生世代にとって、18 時以降でも安心して自分らしく過ごせる居場所が重要であると認識しており、この間、中高生支援館での週 2 回の開館時間の延長、試行実施中の学習スペース事業そして灘本の実施と中高生世代の居場所となりうる取り組みを進めてきております。

区内には民間団体が運営する多様な居場所が多数存在しており、居場所支援を役割に持つ子供の居場所フローターの取り組みも推進しながら閉館後の児童館活用も含め、居場所運営団体等との連携を強化し、居場所の充実、子供支援を進めてまいります。

以上です。

五十嵐経済産業部長私からは中小小規模事業者への DX 推進について 2 点ご答弁いたします。

まず施策の検討状況についてです区内事業者への DX 支援につきましては昨年のご提案を踏まえまして佐賀県を始めとする先進自治体の取り組み状況についてヒアリングを行い区内事業者の実情に即した支援のあり方について課題整理を進めております。

ヒアリングを行った自治体では、単なるデジタルツールデジタルツール導入にとどまらず経営課題の整理から専門家が関与し複数回にわたる支援を行うことで実際の業務改善や人手不足対策に資する成果を上げている事例を確認しております。

こうした事例を参考にしながら区内事業者にとって有効な DX 支援の方策について検討を具体化している状況でございます。

次に、事業者 DX の伴走型支援についてです。

区内事業者の DX を効果的に進めるためには経済的支援に加え事業者の経営課題に寄り添い、本質的な課題を共有した上で適切なデジタル技術の導入や活用につなげていく伴走型支援が重要であると認識しております。

特に自ら DX に取り組むことが困難な事業者にとっては専門家による継続的な支援が販路拡大のみならず人手不足等の解消にも繋がる有効な支援手法であると考えております。

今後は区内事業者の実情に即し、比較的取り組みやすい電子化やデジタル化を含めた伴走型し、DX 支援の早期実現を目指し施策立案に向けた検討を着実に進めてまいります。

私からは以上です。

播磨地域行政部長、私から 3 点、初めにマイナンバーカード発行業務の遅れとなった原因についてでございます。

昨年度はマイナンバーカードを新規で取得した方などの更新ピークを踏まえ、年間の交付総数の見通しを立てましたが、昨年 12 月の健康保険証期限満了に伴うマイナ保険証の利用や確定申告を始めとした各種電子申請でのカード利用等の影響により昨年秋から交付申請件数が急激に増え、各月の想定を大幅に上回る状況となりました。

申請件数の急増を受け、区は臨時窓口を拡充するとともに、郵便局の委託を開始するなど、交付予約枠数を増やしましたが、数の急増に追いつかず、結果として予約が取りづらい状況となり、大変申し訳なく思っております。

区長からの指示もあり、速やかな正常化に向けて、人の配置ステーションとしての場の確保も含め、早急な業務改善を図ってまいります。

次に、改善のための対応策に関する目標値についてでございます区は発行体制をさらに強化し、交付まで 4 ヶ月以上お待ちいただいている状況を改善し、7 月末までには 3 ヶ月以内、9 月末までには、国が示しております 1 から 2 ヶ月程度、年内には 1 ヶ月程度の発行を目指します。

来年も同様の遅れが生じないように、令和 9 年 1 月からは三茶しゃれなあどホール第 4 集会室シリーズを活用し、発行体制の確保、拡充を図ります。

区としましては、年ごとに変動するカード更新需要等を踏まえるとともに、国が予定している磁気カードへの対応を見据え、十分な交付体制の構築を進めてまいります。

最後に、マイナンバーカード発行体制の抜本的な強化についてでございます申請数の急増に伴い交付に時間がかかった反省から今般の発行体制強化の検討では、月始におけるカード保管数、申請数、予約枠末月末におけるカード残数等の実績シミュレーションを総合支所と共有しながら対策に取り組んでまいりました。

今後仮に申請件数が見通しより増え続けた際は臨時窓口の拡充や交付予約枠数を確保できるよう、地域行政部がリードし、総合支所と連携しながら対処してまいります。

さらに来年以降の発行見通しを踏まえ、転入が増える年度末にも待機。

毎年きちんと対応できるよう、専用窓口の拡充等も含め、今年の秋には、全庁での交付体制の方向性を議会にお示ししてまいります以上でございます。

大和保健福祉政策部長。

私からは予防医療の推進に関する特定し、健診についてご答弁いたします。

世田谷区国民健康保険健康ポイント事業は、ウォーキングの実施や特定保健指導の利用など、自身の健康作りの取り組みを一定以上実行された方に抽選で、せたがや Pay ポイントを付与する。

付与するもので、令和 4 年度から実施しております。

事業の参加には、区の特定健診の受診が必須条件となっておりますが、昨年度の実施から、単に受信しただけではなく、前年と比較して健康検診項目の検査値の維持改善を条件に加

えたところでは。

昨年度は 207 名の方にエントリーいただき、最終的に 45 名の方が、せたがや Pay ポイント付与の対象となりました。

今後もポイント付与条件を含め、より多くの方々にご参加いただけるよう検討し、健康増進を支援してまいります。

私からは以上です。

津上仁志議員委員答弁ありがとうございました 1 点質問再質問させていただこうと思いません。

区内事業者支援、区民への生活支援について区長に伺いたいと思います答弁の方では新たな融資制度については相談対応しながら検討していくともう一方、せたがや Pay についても、国の補助の補正予算、この状況を見定めながら検討するという答弁でしたけれどもぜひ足をしていただきたいというふうに思っております。

国が進めなくてもですね、しっかり区が支援していくってことを表明することで区民やまた区内事業者の方の安心にしっかり繋がっていくというふうに思います。

苦笑先ほど招集臨時会の招集挨拶でも対策準備会、これ起ち上げてそこで、区内の状況をしっかり把握した上で対応していくってことを表明されてましたけれどもあれから 1 ヶ月経ちましたので、もう大体区内の状況区長も把握されたというふうに思うんですね。

中野区ではもう既にですねこの 6 月からゼロゼロ融資回収押しておりますそうしたことを見るとですね、世田谷区はもう 1 ヶ月経過しましたので区独自として、区民生活にどれだけ影響されているということはしっかり把握していることを前提にもう検討ではなくてしっかり実施するというふうにぜひ表明して安心安全に繋がっていただきたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

保坂区長津波議員の再質問にお答えをいたします今般の中東危機に関する石油関連製品の供給制限価格高騰は質問および答弁にもあったように、あの本部を通して大枠把握をし、やはり大きく問題は生じているし、まだ解決三つ見えてないという認識でございます。

こうした状況の対応策として区が新たな融資あっせん制度の創設や、せたがや Pay のポイント還元キャンペーンを行い区内事業者区民生活を支えるということに対して一定の効果が三富えいみ込めるという考えのもと早期実施に向けてですね、検討を進めるよう、もう指示をしております。

国や都に対して必要な働きかけを行っていきますが一方でまず第 1 に区として早急に対策を講じて、区内事業者の経営や区民生活生活をしっかり支える役割を果たしてまいります以上です。

津上仁志議員委員ぜひやるというふうに言っていただきましたかったですけれどもそういうふうに汲み取りましたので本当に早く実施できるように取り組んでいただきたいということを要望して公明党世田谷区議団の代表質問を終えたいと思います。

以上で、津上仁志議員の質問は終わりました。

これで本日の代表質問は終了いたします。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

なお、妙 11 日は午前 10 時から本会議を開催いたしますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。